

二本松市の環境

令和6年版

（令和5年度測定結果）



二 本 松 市

本書（二本松市の環境）について

平成31年3月に策定した「第2次二本松市環境基本計画【二本松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】」（以下「環境基本計画」という。）は、二本松市環境基本条例第10条の規定に基づき策定され、市の将来の環境像を具現化していくための基本となるものです。

本書は、二本松市環境基本条例第11条の規定に基づき、環境基本計画における令和5年度の施策の実施状況や目標の進捗状況についてまとめたものです。

なお、令和6年5月には、環境基本計画を改定し、二酸化炭素排出量の削減目標を引き上げ、令和32年度までに温室効果ガス実質排出量ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すこととして、「ゼロカーボンシティ」を宣言しております。

【二本松市環境基本条例前文】

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然豊かな恵みの中で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、環境を持続的に保全する取組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊かで安らぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地域環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

【将来の環境像】

ほんとの空のもと 豊かな自然を
と永遠に育む 二本松

目 次

I. 二本松市の概要	1
1. 位置	2
2. 気候	2
3. 人口・世帯数	3
4. 土地利用状況	4
5. 産業別の事業所数と従業者数の推移	4
6. 交通	5
7. 河川水質	6
8. 廃棄物	7
9. 下水道・合併処理浄化槽	7
10. 動植物の概況	8
(1) 植物	8
(2) 動物	9
(3) 外来生物の状況	12
II. 環境基本計画に基づく施策の実施状況	13
1. 第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況（令和5年度）	14
2. 第2次環境基本計画に基づく環境指標の達成状況（令和5年度）	23
III. 環境の現況	25
1. 大気環境	26
(1) 大気汚染と環境基準	26
(2) 大気汚染の現状	26
(3) ダイオキシン類による大気汚染と環境基準	26
(4) ダイオキシン類による汚染の状況	27
2. 水質	28
(1) 水質汚濁と環境基準	28
(2) 河川水質汚濁の現状	28
3. 騒音	34
(1) 環境騒音調査	34
(2) 自動車交通騒音実態調査	34
(3) 高速自動車道騒音調査	35
(4) 東北新幹線鉄道騒音調査	35
4. 地球温暖化対策	36
(1) 市所管の施設におけるCO ₂ 排出量の状況	36
(2) 環境講演会等	37
5. 再生可能エネルギー導入の推進	38

IV. 資料編	41
1. 大気汚染に関する環境基準	42
(1) 大気汚染に関する環境基準	42
(2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び 土壌の汚染に係る環境基準	43
2. 水質汚濁に関する環境基準	44
(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）	44
(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）	46
(3) 土壌の汚染に関する環境基準	48
3. 騒音に関する環境基準	49
(1) 道路の騒音に関する規制基準	49
(2) 工場等の事業活動に関する騒音の規制基準	50
(3) 建設工事に関する騒音の規制基準	52
(4) 飲食店営業等に関する深夜騒音の規制基準	53
4. 振動に関する環境基準	54
(1) 工場の事業活動に関する振動の規制基準	54
(2) 建設工事に関する振動の規制基準	55
(3) 道路交通振動に係る要請基準	56
5. 悪臭に関する環境基準	57
(1) 悪臭防止法の区域区分	57
(2) 規制地域の指定状況	57
(3) 悪臭防止法に基づく規制地域区分	57
(4) 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（1号規制）	58
(5) 煙突等の排出口における特定悪臭物質の流量又は 濃度に係る規制基準（2号規制）	58
(6) 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（3号規制）	59
(7) 福島県悪臭防止対策指針基準値	59
(8) 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質一覧	59
(9) 防脱臭技術の原理及び特徴等の概略	60
【二本松市環境基本条例】	63
【二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例】	66
【二本松市公害防止指導要綱】	68

I．二本松市の概要

1. 位置

本市は、県庁所在地の福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道 4 号で福島・郡山市ともに約 30 分程度の距離にあります。また、国道 459 号は、国道 114 号を介して、太平洋側の浪江町へと伸びています。

市域は南北約 17km、東西約 36km と東西に長い形で、面積は 344.42km² です。

地勢は西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の 3 地帯に分類されます。西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属する安達太良山（1,699.6m）の麓に広がる地域です。中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で、標高は 200～300m 程度です。東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、最も高い山は日山（天王山 1,057.6m）であり、全体的に丘陵状の起伏の多い地形となっています。

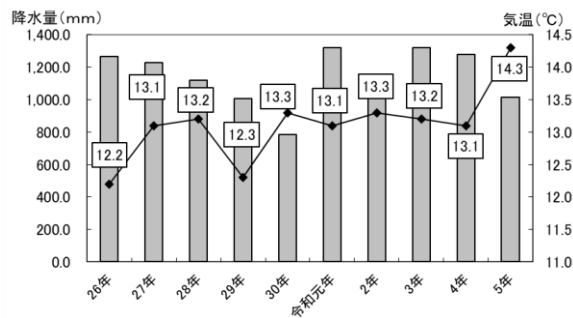


2. 気候

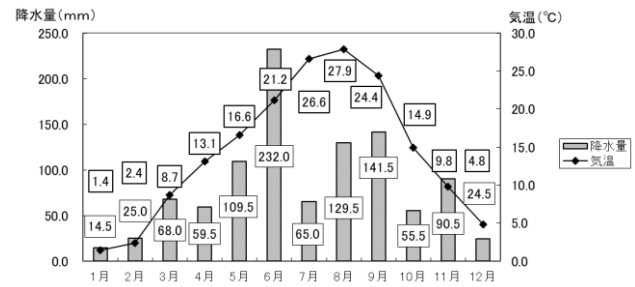
本市の過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の平均気温は 13.1 度で、平均年間降水量は 1,143 mm と全国平均の約 1,700 mm と比較すると少なくなっています。1 月、2 月の寒冷期には平均気温が 1～2 度程度となり、最低気温でマイナス 5 度を下回る日もあり、最高気温は 5 月から 9 月上旬にかけて 30 度を超える日が続くことがあります。

近年は気候変動の影響により、気温の上昇、大雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加など影響が現れています。

【気温・降水量の推移（年間平均値）】



【月別気温・降水量の推移（令和5年）】



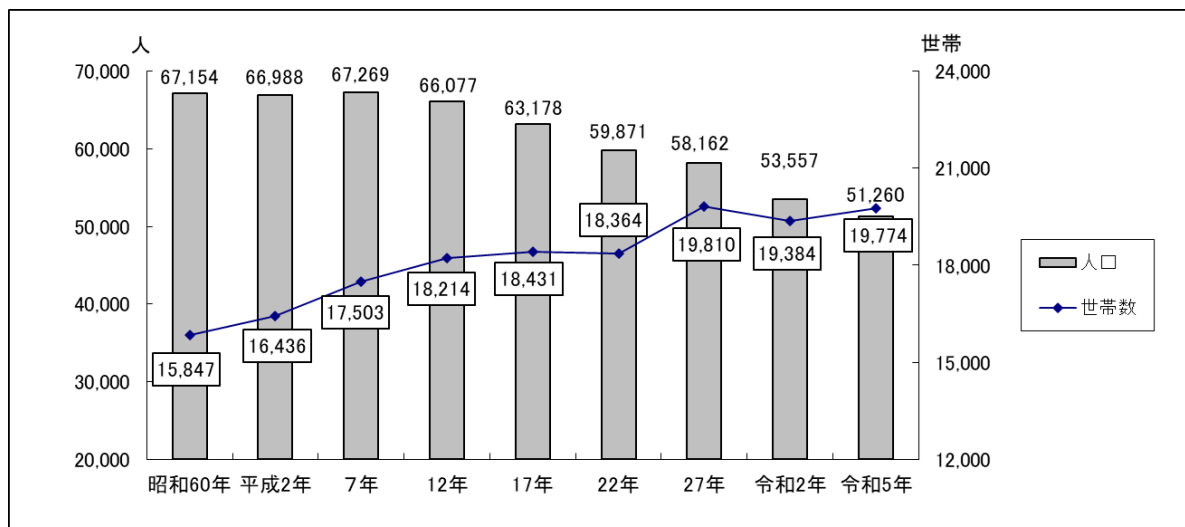
（資料：気象庁：気象統計情報）

3. 人口・世帯数

本市は、平成17年12月1日に旧二本松市・安達町・岩代町・東和町が合併し誕生しました。令和5年10月1日現在の人口は51,260人、世帯数19,774世帯となっています。

近年、人口は減少傾向にあるため、中心市街地活性化や良好な拠点機能整備などによる宅地開発を進めることで定住人口の増加を図ると共に、子どもを産み育てやすい環境の整備などにより人口定住化を図っています。

【人口・世帯数の推移】



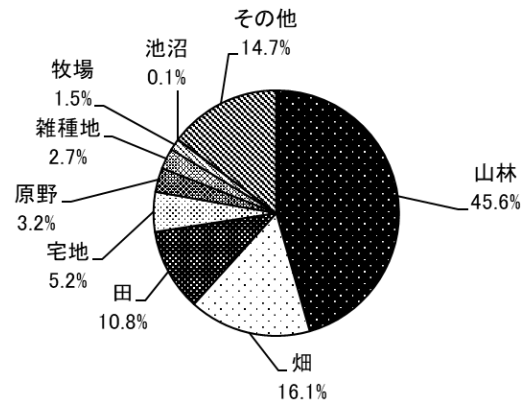
（資料：現住人口調査：各年10月1日）

4. 土地利用状況

本市の面積は、合併に伴い 344.42 km²となり、そのうち 45.6%を山林が占め、次いで「畑」「田」と続きます。

安達太良山をはじめとする豊かな自然を背景にした環境といえます。

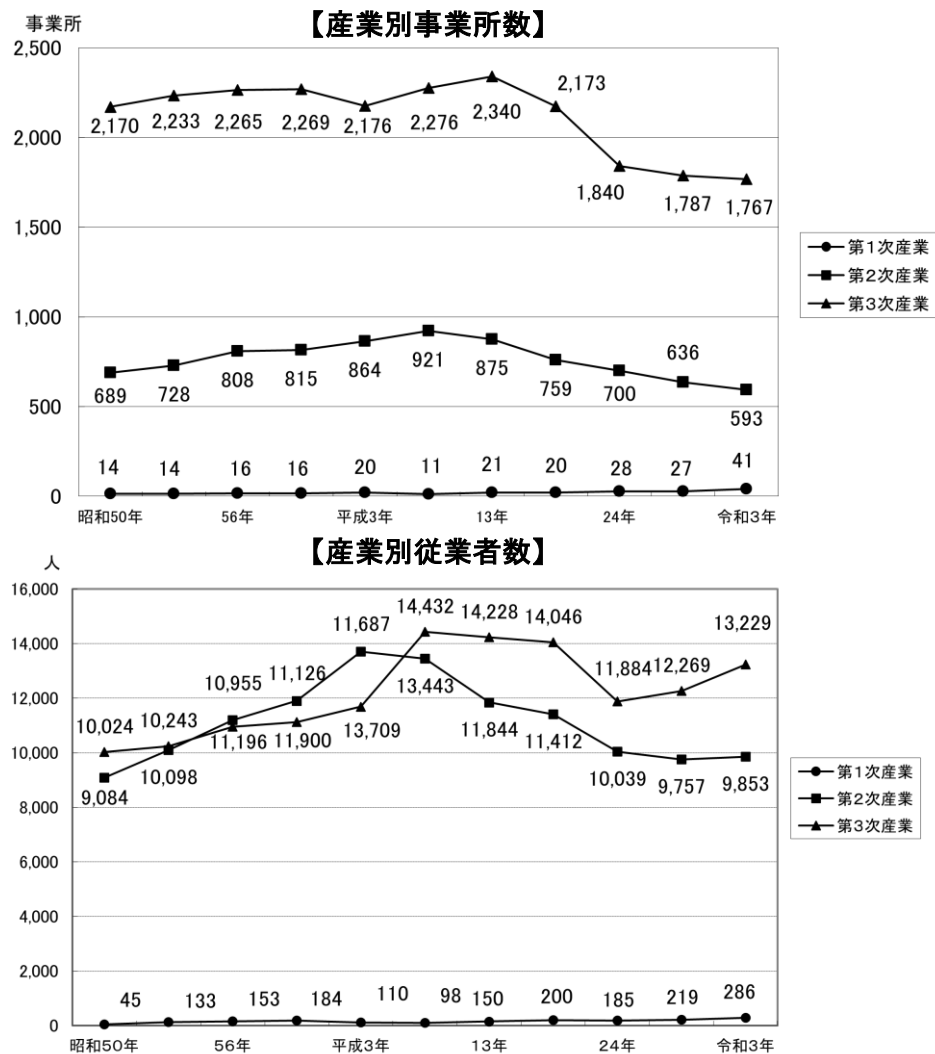
【土地利用の状況】



(資料：固定資産概要調書：令和5年1月1日現在)

5. 産業別の事業所数と従業者数の推移

本市の産業別従業者数は、総人口の減少を受け、平成8年以降減少傾向にありましたが、近年は増加しています。



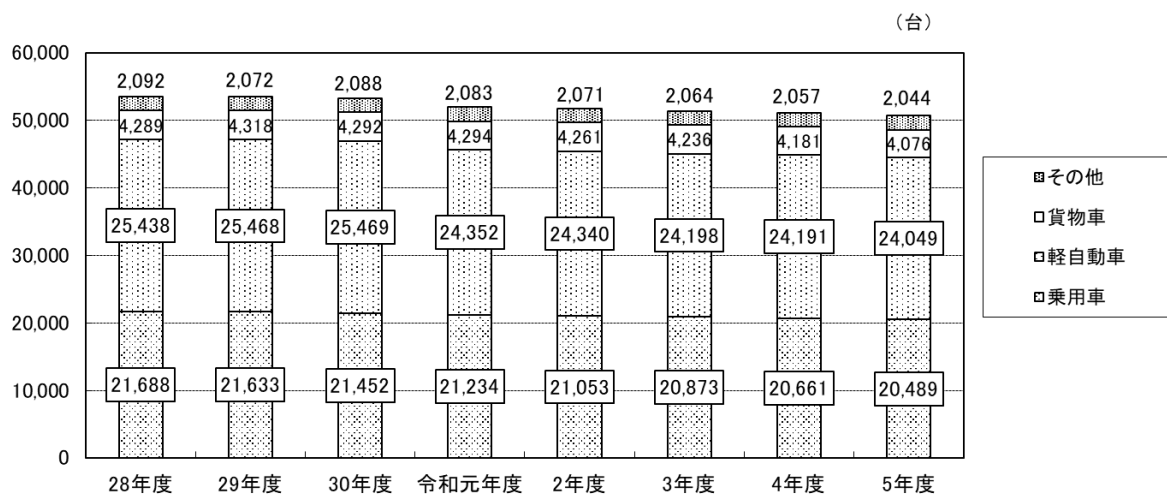
(資料：事業所・企業統計調査・経済センサス)

6. 交通

自動車保有台数は、ほぼ横ばいで推移しています。

令和5年度において、乗用車と軽自動車の合計は44,538台で、1.2人に1台、1世帯で2.3台の自動車を保有している状況にあります。

【自動車保有台数の推移】



(資料：東北運輸局福島運輸支局 福島県内市町村別自動車数調)



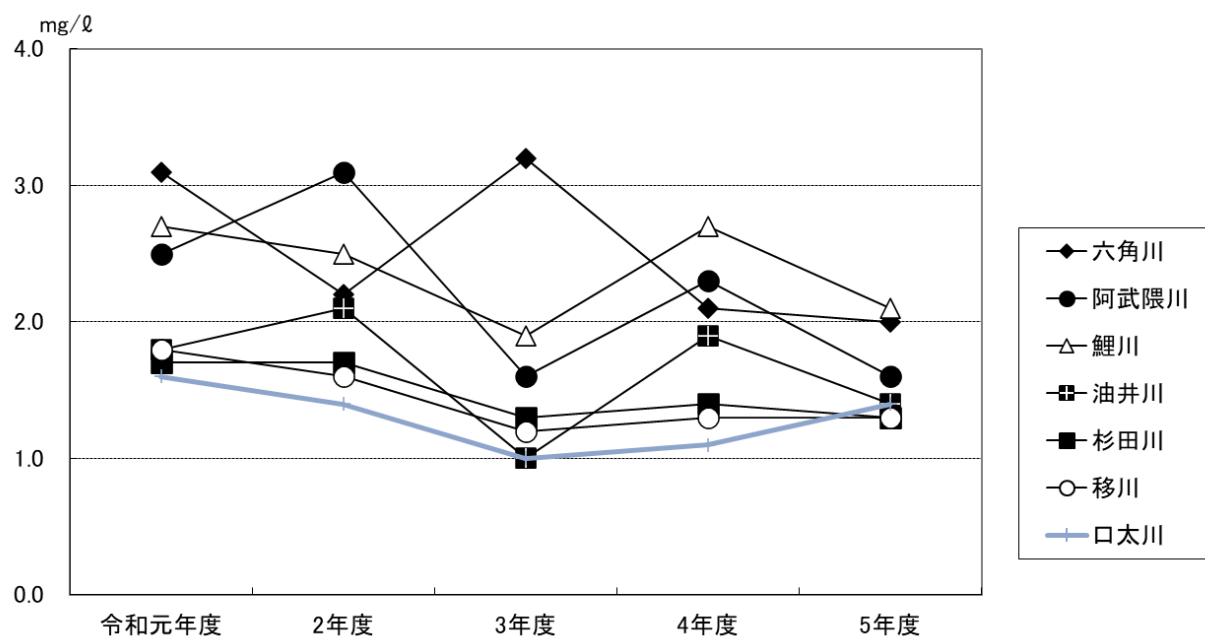
7. 河川水質

阿武隈川には達成することが望ましい基準として、法に基づく環境基準、BOD（生物化学的酸素要求量）が3mg/ℓ以下と定められています。その他の河川に対しての基準は定められていませんが、令和5年度測定結果では環境基準を上回る河川はありませんでした。

【河川水質調査結果の推移（BOD）】

水系	測定箇所	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	環境基準
六角川	塞の神橋	3.1	2.2	3.2	2.1	2.0	3 以下
阿武隈川	智恵子大橋	2.5	3.1	1.6	2.3	1.6	
鯉川	鯉川橋	2.7	2.5	1.9	2.7	2.1	
油井川	油井川橋付近	1.8	2.1	1.0	1.9	1.4	
杉田川	杉田橋	1.7	1.7	1.3	1.4	1.3	
移川	移川橋付近	1.8	1.6	1.2	1.3	1.3	
口太川	口太橋	1.6	1.4	1.0	1.1	1.4	

(単位：mg/ℓ)

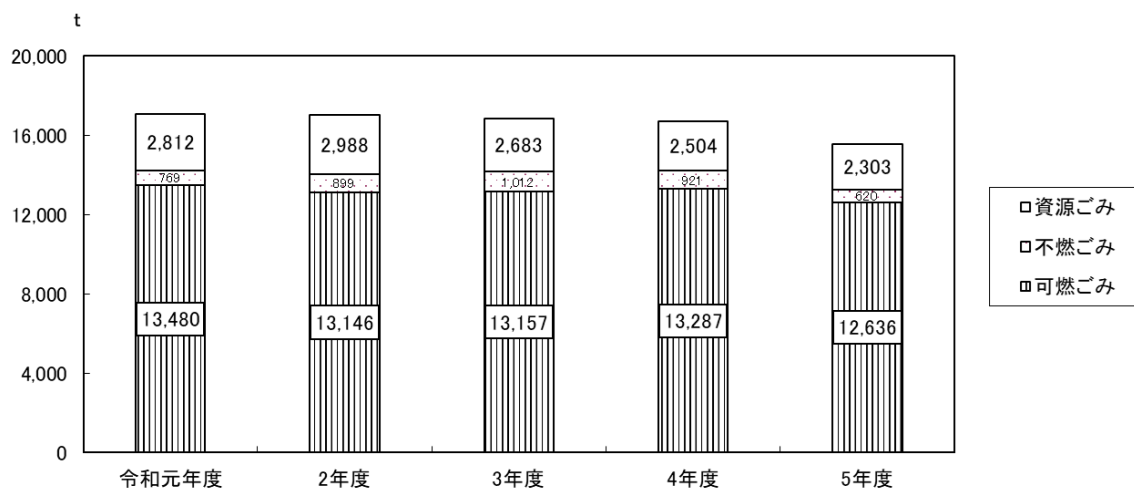


(資料：二本松市生活環境課)

8. 廃棄物

本市では、5 種 19 分別を実施しています。ごみの指定袋は、5 種類（可燃ごみ、ビニール・プラスチックごみ、プラスチック製容器包装、破碎するごみ、埋立てごみ・布類）として、ごみの減量化と資源化に取り組んでいます。

【二本松市における廃棄物排出量の推移】

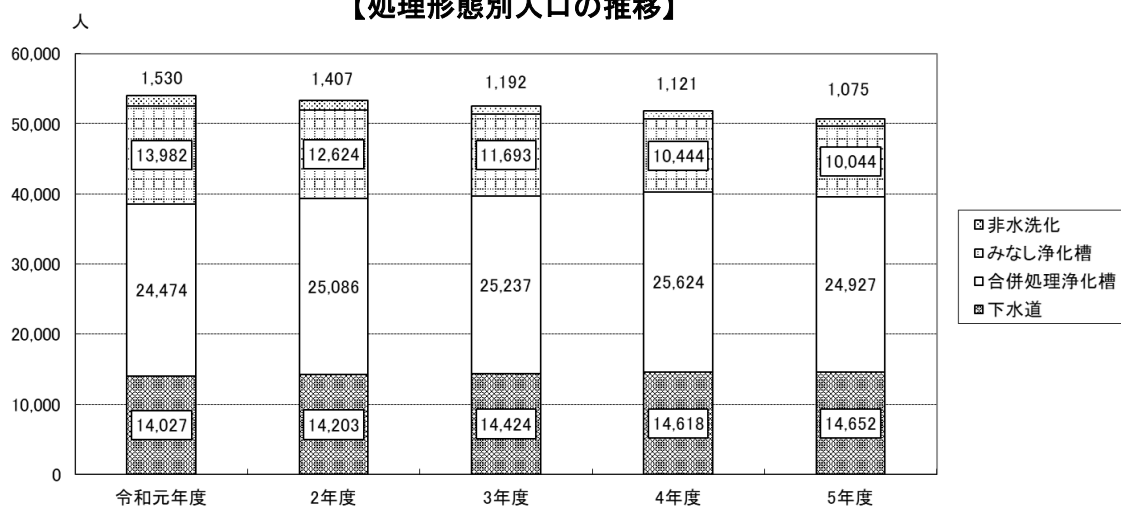


(資料：安達地方広域行政組合)

9. 下水道・合併処理浄化槽

本市の下水道は、流域関連公共下水道事業（二本松、安達処理区）及び特定環境保全公共下水道（岳、岩代処理区）により水環境の保全を図っています。また、下水道の未整備地域については、平成 4 年度から合併処理浄化槽の新設、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を推進するため補助を行っています。

【処理形態別人口の推移】



(資料：二本松市生活排水処理基本計画：各年 3 月 31 日現在人口)

10. 動植物の概況

本市及びその周辺では、次のような希少な動植物が確認されています。多様で豊かな自然が残されていますが、同時にその保護がなされなければなりません。

(1) 植物

【注目すべき植物種】

分類群	科名	種名	ふくしまレッドリスト
維管束植物	ミズニラ	ミズニラ	準絶滅危惧
	ヒノキ	ヒノキ	準絶滅危惧
		イブキ	準絶滅危惧
	イチイ	イチイ	準絶滅危惧
		キャラボク	準絶滅危惧
	ブナ	アラカシ	準絶滅危惧
		ツクバネガシ	絶滅危惧ⅠＢ類
	イラクサ	イラクサ	準絶滅危惧
	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	絶滅危惧Ⅱ類
	タデ	ノダイオウ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ナデシコ	ワダソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	クスノキ	ヤマコウバン	準絶滅危惧
	キンボウゲ	レンゲショウマ	準絶滅危惧
	ツバキ	サカキ	準絶滅危惧
	オトギリソウ	オクヤマオトギリ	絶滅危惧Ⅱ類
	アブラナ	イワハタザオ	絶滅危惧Ⅱ類
	ユキノシタ	クロクモソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	バラ	キビナワシロイチゴ	準絶滅危惧
	マメ	ケヤブハギ	絶滅危惧Ⅱ類
		イヌハギ	絶滅危惧ⅠＡ類
	カエデ	オオイタヤメイゲツ	準絶滅危惧
	ミソハギ	ヒメミソハギ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ツツジ	イソツツジ	準絶滅危惧
	サクラソウ	サクラソウ	絶滅危惧ⅠＢ類
	モクセイ	ヒイラギ	準絶滅危惧
	リンドウ	オヤマリンドウ	準絶滅危惧
	シソ	ツルカコソウ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ゴマノハグサ	エゾコゴメグサ	情報不足
		イヌノフグリ	絶滅危惧ⅠＢ類
	オミナエシ	カノコソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	オナモミ	絶滅危惧ⅠＡ類
	ユリ	マルバサンキライ	絶滅危惧Ⅱ類
	カヤツリグサ	ヤマタヌキラン	準絶滅危惧
		ミヤマクロスゲ	絶滅危惧Ⅱ類
		ヌイオスゲ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類
		キバナノアツモリソウ	情報不足
		スズラン	絶滅危惧Ⅱ類
		アケボノシュスラン	準絶滅危惧
		コフタバラン	絶滅危惧Ⅱ類
		トキソウ	準絶滅危惧

(2) 動物

【注目すべき哺乳類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
哺乳類	トガリネズミ	カワネズミ	情報不足
	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ	情報不足
	ヤマネ	ヤマネ	情報不足
	ネズミ	スミスネズミ	情報不足
	イタチ	イイズナ	情報不足
		オコジョ	情報不足

【注目すべき鳥類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
鳥類	キジ	ウズラ	絶滅危惧ⅠＡ類
	サギ	ヨシゴイ	絶滅危惧Ⅱ類
		オオヨシゴイ	絶滅危惧ⅠＡ類
		ササゴイ	準絶滅危惧
		アマサギ	準絶滅危惧
		コサギ	準絶滅危惧
	クイナ	ヒクイナ	絶滅危惧ⅠＢ類
		バン	準絶滅危惧
	カッコウ	カッコウ	準絶滅危惧
	シギ	ハマシギ	準絶滅危惧
	カモメ	コアジサシ	絶滅危惧ⅠＢ類
	タカ	ハチクマ	準絶滅危惧
		ハイタカ	準絶滅危惧
		オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類
		サンバ	準絶滅危惧
	フクロウ	アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類
	ハヤブサ	チョウゲンボウ	準絶滅危惧
		ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類
	サンショウクイ	サンショウクイ	準絶滅危惧
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧
	モズ	チゴモズ	絶滅危惧ⅠＡ類
		アカモズ	絶滅危惧ⅠＡ類
	ヒバリ	ヒバリ	準絶滅危惧
	ヨシキリ	オオヨシキリ	準絶滅危惧
		コヨシキリ	準絶滅危惧
	セッカ	セッカ	準絶滅危惧
	ヒタキ	マミジロ	準絶滅危惧
		トラツグミ	準絶滅危惧
		クロツグミ	準絶滅危惧
		アカハラ	準絶滅危惧
		コサメビタキ	準絶滅危惧
	ホオジロ	ホオアカ	絶滅危惧Ⅱ類

【注目すべき両生類・爬虫類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
両生類	サンショウウオ	クロサンショウウオ	準絶滅危惧
		トウホクサンショウウオ	準絶滅危惧
	イモリ	アカハライモリ	準絶滅危惧
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	準絶滅危惧
	アカガエル	ニホンアカガエル	準絶滅危惧
	アオガエル	モリアオガエル	地域個体群
		カジカガエル	準絶滅危惧
爬虫類	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	準絶滅危惧
	ナミヘビ	ジムグリ	情報不足
		ヒバカリ	準絶滅危惧
		シロマダラ	準絶滅危惧
		ヤマカガシ	準絶滅危惧
	クサリヘビ	ニホンマムシ	準絶滅危惧

【注目すべき魚類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
魚類	ヤツメウナギ	スナヤツメ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ウナギ	ニホンウナギ	絶滅危惧Ⅱ類
	サケ	イワナ	絶滅の恐れのある地域個体群
	コイ	タナゴ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ドジョウ	ドジョウ	情報不足
		ヒガシシマドジョウ	準絶滅危惧
		ホトケドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ギギ	ギバチ	絶滅危惧ⅠＢ類
	メダカ	ミナミメダカ	絶滅危惧ⅠＢ類
	カジカ	カジカ	絶滅危惧Ⅱ類

【注目すべき昆虫類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
昆虫類	コオイムシ	タガメ	準絶滅危惧
	オサムシ	カワラハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ハムシ	オオルリハムシ	準絶滅危惧
	アゲハチョウ	ヒメギフチョウ	絶滅危惧Ⅰ類
	シロチョウ	ツマグロキチョウ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ヒョウモンチョウ	絶滅危惧Ⅱ類

◎ふくしまレッドリスト（2022 年版）とは、福島県内に生息・生育する絶滅のおそれのある動植物種を、絶滅の危険性に応じて以下のカテゴリーに分類し、リストとしてまとめたものです。

絶滅危惧Ⅰ類	： 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠA類	： ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類	： ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	： 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	： 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
情報不足	： 評価するだけの情報が不足しているもの。
絶滅のおそれのある地域個体群	： 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

(3) 外来生物の状況

日本古来の在来生物の存在を脅かすものとして、外来生物の存在が問題となっています。外来生物は海外から入ってきた生物であり、身近なところで生育域を拡大しています。

平成 16 年度に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することとされています。

市内では以下の特定外来生物が確認されています。

区分	種名	概況
植物	オオキンケイギク	黄色の目立つ花で、市内各所で見られます。道端や庭、花壇等にも植えられており、宿根と種で増えます。
	オオハンゴンソウ	市内各所で見られます。耕作放棄地や土手などに集団で黄色の花を咲かせます。宿根と種で増えます。
	アレチウリ	市内各所の道路法面や荒地で見られ、種子で繁殖します。
哺乳類	アメリカミンク	市内で目撃情報があります。
	アライグマ	市内で目撃情報があります。
鳥類	ガビチョウ	市内各所で確認されています。
両生類	ウシガエル	市内の一部区域で生息が確認されています。
魚類	ブラックバス	市内の河川、沼などで確認されています。
	ブルーギル	

Ⅱ．環境基本計画に基づく 施策の実施状況

1. 第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況（令和5年度）

I . エネルギーを有効利用し、低炭素社会へ転換する				
I－1. 再生可能エネルギーの推進				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
1	公共施設への太陽光発電・太陽熱利用・地中熱利用システム等の導入に努めます	公共施設での太陽光発電事業	総務部 財政課	■ 令和5年度実績の一例（本庁舎の太陽光パネルの発電実績） （年間）24,742kwh
2	市民が再生可能エネルギー設備を導入する際の支援を行います	太陽光発電システム設置費補助事業	市民部 生活環境課	居住する住宅へ太陽光発電システム又は蓄電池システムを設置する場合に、費用の一部補助を実施した。 ■ 令和5年度実績 ・ 補助件数：53件 （太陽光：39件、蓄電池：14件） ・ 補助金額：2,104千円 （太陽光：1,544千円、蓄電池：560千円）
3		地域新エネルギー導入促進事業	市民部 生活環境課	再生可能エネルギーに関する市民向け講演会を開催した。 ■ 令和5年度実績 参加者：51名 （主催：二本松市生活環境委員会）
I－2. 地球温暖化対策の推進				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
4	公共施設における地球温暖化対策を推進します	本庁舎の節電実績報告	総務部 財政課	本庁舎の冷暖房を省エネ運転するとともに、職員の節電意識向上を図った。 ■ 令和5年度実績（節電） ・ 平成22年度比：29.0％減
		エコドライブ推進事業	市民部 生活環境課	環境配慮のために、市職員にエコドライブの推進を啓発し、エコドライブを実践した。
5	温室効果ガスの吸収源である、森林の増加と適切な維持・管理を図ります	植樹事業	産業部 農業振興課	令和5年度実績なし
6	資源エネルギーの有効活用に関する情報の発信や意識啓発を進めます	資源エネルギーの有効活用に係る啓発事業	市民部 生活環境課	化石燃料の抑制効果が期待される電気自動車の利用啓発のため、日産自動車より電気自動車の貸与を受けた後購入し、公用車としての利用のほか、市民団体への貸出により電気自動車のPRを行った。

No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
7	環境負荷の少ない交通システムの構築を目指します	コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの利用促進事業	総務部 秘書政策課	■ 令和5年度実績（通学利用除く） ・コミュニティバス：6,249名 ・デマンド型乗合タクシー：5,177名  コミュニティバスの利用の様子
8	公用車等での資源・エネルギーの有効活用及びエネルギー効率のよい製品の導入に取り組めます	電気自動車の公用車への導入事業	総務部 財政課	積極的に電気自動車の利用に取り組んだ。 ■ 令和5年度現在 ・電気自動車保有台数：3台
9	公共施設への高効率機器の導入・深夜電力の活用等に努めます	本庁舎の省エネルギー対策事業	総務部 財政課	電気設備等の修繕（更新）の際には省電力のものを採用するなどの対策を実施した。

Ⅱ. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する。				
Ⅱ－１. 水・大気・土壌等生活環境の保全				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
10	下水道の整備と接続の推進を図ります	下水道PR事業	建設部 上下水道課	下水道処理区域内での浄化槽等から下水道への転換を推進した。 ■令和5年度実績 ・戸別訪問件数：約180件
11	合併処理浄化槽の設置の推進を図ります	浄化槽設置整備事業 補助金交付事務	建設部 上下水道課	合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付した。 ■令和5年度補助実績 ・新設：45件 8,096千円 ・転換：10件 6,420千円 計：55件 14,516千円
12	生活排水路の整備と適正な維持管理を推進します	側溝整備事業	建設部 土木課	市道側溝の整備を行った。 ■令和5年度実績 ・整備件数：5件 ・整備延長：257.4m
13	汚濁の進む河川については、継続的な監視や調査を行い、公表及び改善を進めます	河川水質調査事業	市民部 生活環境課	市内の河川（34か所）について水質調査を行った。 ■令和5年度調査結果 ・P30～33のとおり。
14	事業所などへの立入り調査や改善指導を行います	浄化槽不適正管理者への改善指導事務	建設部 上下水道課	■令和5年度実績 ・浄化槽法に基づく検査結果が「不適正」であった管理者への改善通知：115件 ・浄化槽法に基づく法定検査の未受検者に対する勧奨通知：32件
15	河川清掃などの環境保全活動を実施します	河川清掃事業	市民部 生活環境課 建設部 土木課 各支所 産業建設課	市内の行政区と協力のうえ、河川清掃を実施した。 ■令和5年度実績 ・河川清掃・町内一斉清掃（六角川・鯉川・油井川） 参加行政区：16行政区 協力業者：18社 ・杉田川クリーンアップ作戦 参加者数：約150名

No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
16	放射線量のモニタリングを継続的に行い、公表します	放射線量測定マップ作成事業	市民部 生活環境課	平成23年度から令和4年度まで市内全域で放射線量の測定を行い、マップ作成及び広報誌等での公表を実施してきた。 令和4年に実施されたモニタリング調査の結果より、市内全域の平均的な空間線量が基準値を大幅に下回り、安全性の確保が確認できたことから、令和5年度より汚染状況重点調査地域の指定が解除されたことに伴い本事業は終了した。
17	自家消費農産物や飲料水の放射線量の検査を行います	自家消費農産物及び飲料水の放射線量検査事業	市民部 生活環境課	自家消費農産物及び飲用井戸等の放射線量に係る検査を実施した。 ■令和5年度実績 ・農産物検査実施件数：826件 (※参考扱いを含む全件数：1,002件) ・井戸水等検査件数：7件
18	市民の健康管理対策を行います	放射線対策健康管理事業	保健福祉部 健康増進課	■令和5年度実績 ・内部被ばく量測定者数（ホールボディカウンター）：221名 ・母乳検査受診者数：0名 ・外部被ばく量測定者数：46名
19	騒音や大気汚染等の継続的な監視や調査を行い、公表および改善を進めます	騒音調査事務	市民部 生活環境課	市内3か所で環境騒音調査及び自動車騒音調査を実施した。また、市内2か所で高速自動車道騒音を、市内6か所で新幹線鉄道騒音調査を実施のうえ、各事業者に対する騒音対策等の要望活動を引き続き行った。 ■令和5年度調査結果 ・P34～35のとおり  新幹線鉄道騒音測定の様子
20	事業所などへの立入り調査や改善指導を行います	悪臭防止法に基づく事業所等への指導事務	市民部 生活環境課	令和5年度実績なし
21	道路の保守・管理を行い、騒音・振動を抑制します	市道の保守管理事業	建設部 土木課	■令和5年度実績 ・市道の保守・管理：247件

No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
22	不適切な焼却行為（野焼き）の監視、指導を強化します	不適切な野焼きに対する指導事務	市民部 生活環境課	■ 令和5年度実績 ・野焼きに係る苦情対応：2件
23	環境に配慮した土地利用を推進します	環境に配慮した土地利用推進事業	建設部 都市計画課	開発行為者に対して都市計画法による指導をしているが、平成29年4月から開発面積が1ha未満の場合は、3%以上の公園等の設置義務を課さないこととした。令和5年度に設置義務を課した案件は、1件であった。（開発許可件数3件のうち1件は1ha未満）
Ⅱ－2. ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
24	グリーン購入の普及を図ります	グリーン購入の推進	総務部 財政課	事務用消耗品の物品購入においてグリーン購入を推進した。
25	リサイクル活動を推進します。	資源回収活動助成事業	市民部 生活環境課	資源回収団体の活動に助成を行い、リサイクル活動を推進した。 ■ 令和5年度実績 ・資源回収団体：46団体 ・回収量：約361t

Ⅲ. 豊かな自然との共生を図る				
Ⅲ－１. 生物多様性の保全				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
26	森林整備を進め、木材の地域循環の仕組みを検討します	森林の整備による木材の地域循環に係る仕組み検討事業	産業部 農業振興課	令和5年度実績なし
		害虫（松くい虫）防除事業	産業部 農業振興課	松くい虫等の防除事業を実施した。 ■令和5年度実績 ・松くい虫防除材積：35m ³ ・カシノナガキクイムシ防除材積：26m ³
		刈払機・チェーンソーの取扱いに係る研修会	産業部 農業振興課	初心者向けに、刈払機・チェーンソー安全取扱教室を開催した。 ■令和5年度実績 ・参加人数：7名
27	有害鳥獣の計画的な捕獲等も含めた野生生物との共生の方法を検討します	有害鳥獣捕獲活動事業	産業部 農業振興課	有害鳥獣の捕獲・被害防止対策を実施した。 ■令和5年度実績 ・イノシシ捕獲頭数：483頭 ・有害鳥獣対策資材購入費補助：6件
28	森林保全による水源涵養を推進します	森林環境交付金事業	産業部 農業振興課	森林を活用した体験学習を実施した。 ■令和5年度実績 ・22校 1,557名
Ⅲ－２. 農村環境の保全・活用				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
29	美しい里山風景の保全を図ります	耕作放棄地再生事業	産業部 農業振興課	耕作放棄地解消のため、伐採・伐根作業及び作付に係る費用に対し支援を行った。 ■令和5年度実績 ・解消面積：1.6ha
		中山間地域等直接支払制度事業	産業部 農業振興課	中山間地域支援のため直接交付金を支出した。 ■令和5年度実績 ・交付件数：103件 ・交付金額：169,192千円
30	生産物のモニタリング調査を実施し、風評被害対策を推進します	農産物モニタリング調査事業	産業部 農業振興課	農協と連携して農産物のモニタリング調査を実施した。 ■令和5年度実績 ・測定件数：1,631件 米については全量全袋検査に替わり、県においてモニタリング検査を実施した。

No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
31	環境保全型農業を推進します	環境保全型農業直接支払交付金事業	産業部 農業振興課	環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行った。 ■令和5年度実績 ・交付件数：8件 ・交付金額：4,591千円
32	美しい農村景観の確保に努めます	多面的機能支払交付金事業	産業部 農業振興課	農業、農地の有する多面的機能の維持、発揮を図る活動組織に対して支援を行った。 ■令和5年度実績 ・交付件数：63件 ・交付金額：50,931千円
33	自然環境に配慮した農業基盤の整備を推進します	土地改良区育成費	産業部 農業振興課	土地改良区に対し運営費等の補助を行った。 ■令和5年度実績 ・交付件数：6件 ・交付金額：3,896千円

Ⅲ－3. 豊かな自然とのふれあいの推進

No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
34	生活空間の除染と継続した環境放射線量のモニタリングを進め、子供たちが遊ぶことのできる自然環境の創出を進めます	環境放射線量測定事業	市民部 生活環境課	■令和5年度実績 ・事業内容：放射線量の測定、広報誌による月1回の公表 ・測定方法：文部科学省が設置したモニタリングポストによる定期測定
35	豊かな自然を活かしたイベントの開催を進めます	阿武隈川源流探検事業	市民部 生活環境課	小学生が「阿武隈川源流探検」に参加し、阿武隈川流域の環境保全の大切さについて学習した。 (主催：阿武隈川サミット) ■令和5年度実績 ・参加児童数：3名

Ⅳ. 歴史景観を保存し、活用を進める				
Ⅳ－１. 文化遺産の保全				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
36	歴史・文化に関する情報発信による郷土意識、保護意識の高揚を図ります	遺跡発掘に係る現地説明会	教育委員会文化課	二本松城跡石垣災害復旧事業にかかる現地説明会を計画したが雨天により中止した。
		朝河貫一博士講演会事業	教育委員会文化課	令和５年１０月１４日（土）安達文化ホールにて朝河貫一博士生誕150年記念講演会等を実施した。
		戒石銘顕彰事業	教育委員会文化課	市内中学１年生を対象とした戒石銘顕彰に関する作文コンクールを実施した。 ■令和５年度実績 ・応募者数：405名
		無形民俗団体活動助成事業	教育委員会文化課	無形民俗団体の活動に助成を行い、文化財保護活動を推進した。 ■令和５年度実績 ・団体：30団体
		にほんまつ伝統芸能祭	教育委員会文化課	令和６年２月２５日（日）二本松市民会館にて第25回にほんまつ伝統芸能祭を開催した。 ■令和５年度実績 ・出演団体：12団体 来場者延べ400人
Ⅳ－２. 良好な景観の保全と創出				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
37	公共施設における緑化など目に見える緑の割合の向上を図ります	緑のカーテン事業	教育委員会学校教育課	校舎前にグリーンカーテンとして、アサガオ、ヘチマ、キュウリ、カボチャ、ゴーヤ等を植え、気温の高い時期、緑化の割合を多くすることで、景観をよくしたり、直射日光を遮ったりして、学びやすい環境を構築した。
38	空き家・空き地等の適正な管理を所有者に指導します	空き家調査事務	建設部建築住宅課	■令和５年実績 ・管理不全空き家の所有者等に対する調査及び指導件数 31件 ・空家の有効活用に関する相談業務（不動産2団体）利用件数 3件
39	公德心高揚運動都市公園清掃や河川側溝清掃運動などの環境美化活動を市民、市民団体、事業所と連携して実施します	公德心高揚運動都市公園清掃	教育委員会生涯学習課	公德心高揚運動事業の一環として、霞ヶ城公園等の清掃を実施した。 ■令和５年度実績 ・参加者数：約800名  霞ヶ城公園の清掃の様子

V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する。				
V-1. ポイ捨て、不法投棄防止の推進				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
40	不法投棄やポイ捨ての監視、指導を強化します	不法投棄対策事務	市民部 生活環境課	不法投棄看板の設置・貸与や環境衛生監視員の監視により不法投棄対策を実施した。
41	モラルの向上を図るための啓発活動を実施します	ポイ捨て条例関連事業	市民部 生活環境課	令和5年度実績 ・環境月間や環境衛生週間に合わせたポイ捨て禁止横断幕の設置 ・犬フン禁止看板の設置 ・狂犬病予防注射の来場者に犬フン禁止チラシを配布
V-2. 環境教育・環境学習の推進				
No.	環境目標	実施事業名	実施部課	実施状況
42	放射線に関する正しい理解を深めるため、放射線教育を推進します	放射線教育推進事業	保健福祉部 健康増進課	市民を対象に放射線学習会を開催。不安や悩みを吐き出せる場とし、不安の軽減につなげた。 令和3年度からは、各学校が自ら放射線教育に望めるよう、各小中学校長及び放射線教育担当教諭に対し、市放射線アドバイザーより講話を行った。 ■令和5年度実績 ・放射線学習会 回数：4回 ・放射線講話 回数：2回
43	環境基本計画の実施状況について公表します	「二本松市の環境」作成・公表事業	市民部 生活環境課	「二本松市の環境」令和5年版を作成し環境機関に配布したほか、市ウェブサイトに掲載した。
44	ごみの分け方・出し方などについて、定期的に周知徹底を図ります	ごみ分別広報事務	市民部 生活環境課	市民向けに全戸配布している冊子「ごみの分け方・出し方」のほか、広報誌や市ウェブサイトを活用し、適切なごみ分別によるリサイクルの重要性を周知した。

2. 第2次環境基本計画に基づく環境指標の達成状況（令和5年度）

No.	環境指標	実施部課	計画策定時点 (2017年度)	令和5年度実績 (2023年度)	目標値 (2028年度)	目標値達成度
I-1-①	住宅への太陽光発電システム設置件数	市民部 生活環境課	47件/年	53件/年	50件/年	106.00%
I-2-①	市域の温室効果ガス排出量	市民部 生活環境課	508千t-CO2 (2015年度)	415千t-CO2 (2021年度)	379千t-CO2	72.09%
I-2-②	市の公共施設・公用車などのエネルギー使用量（原油換算kℓ/施設延床面積㎡）	市民部 生活環境課	0.0312	0.02423	0.02403	99.17%
II-1-①	汚水処理人口普及率	建設部 上下水道課	82.00%	87.36%	90.0%	97.07%
II-1-②	合併処理浄化槽の設置件数	建設部 上下水道課	118件/年	55件/年	120件/年	45.83%
II-1-③	合併処理浄化槽の法定検査（11条）受検率	建設部 上下水道課	30.1% (2016年度)	34.0%	40.0%	85.00%
II-2-①	資源回収団体による資源の回収量	市民部 生活環境課	579t/年	361t/年	618t/年	58.41%
II-2-②	一人1日当たりのごみの総排出量	市民部 生活環境課	812.7g/人・日	831.6g/人・日	700.0g/人・日	84.18%
III-1-①	森林の整備面積（主に人工林）	産業部 農業振興課	12ha/年	15ha/年	5ha/年	300.00%
III-2-①	耕作放棄地の解消面積	産業部 農業振興課	21,777㎡/年	16,462㎡/年	20,000㎡/年	82.31%
III-2-②	有害鳥獣による農作物被害額	産業部 農業振興課	3,198千円	1,010千円	1,003千円	99.31%
III-2-③	多面的機能支払交付金事業取り組み団体	産業部 農業振興課	60団体	63団体	80団体	78.75%

No.	環境指標	実施部課	計画策定時点 (2017年度)	令和5年度実績 (2023年度)	目標値 (2028年度)	目標値達成度
Ⅲ-3-①	自然とのふれあいを目的とした環境学習会の開催数	産業部 農業振興課 市民部 生活環境課	5回/年	3回/年	5回/年	60.00%
Ⅳ-1-①	文化遺産・郷土文化を保全する団体数	教育委員会 文化課	39団体	38団体	39団体	97.44%
Ⅳ-1-②	指定文化財の件数	教育委員会 文化課	148件	149件	158件	94.30%
Ⅳ-2-①	公德心・都市公園清掃への参加人数	教育委員会 生涯学習課	1,000人/年	800人/年	1,000人/年	80.00%
Ⅴ-1-①	環境衛生監視員による不法投棄の監視日数(延べ)	市民部 生活環境課	798日/年	701日/年	1,200日/年	58.42%
Ⅴ-2-①	環境講演会の開催	市民部 生活環境課	1回/年	1回/年	1回/年	100.00%

Ⅲ. 環境の現況

1. 大気環境

(1) 大気汚染と環境基準

大気汚染物質は、濃度によって人の健康などに悪影響を及ぼすことがありますので、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、*環境基準が定められています。

光化学オキシダントは、大気中の窒素化合物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、いわゆる光化学スモッグの原因となります。人体の粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に濃度が高くなりやすく、注意が必要です。

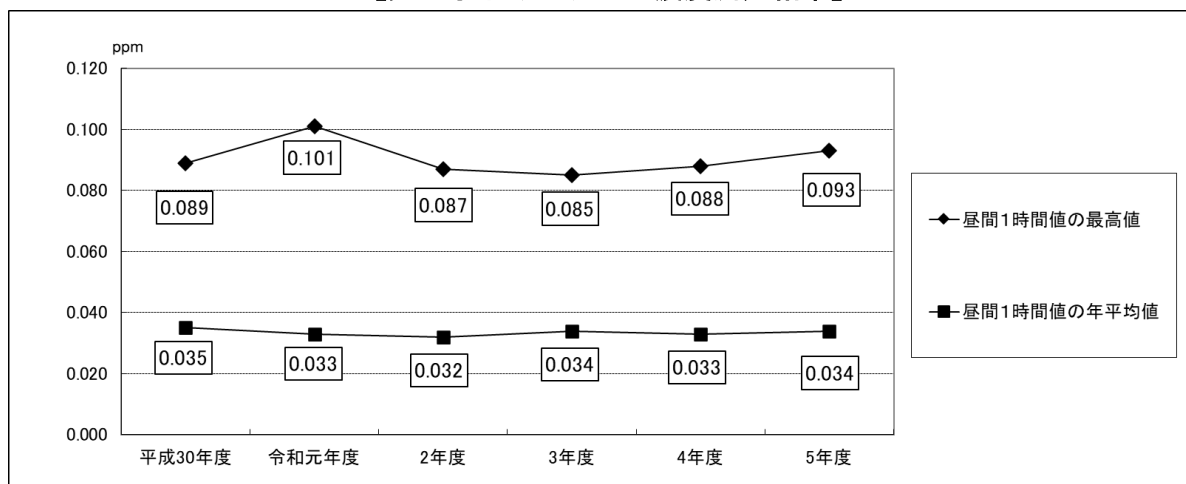
*環境基準については、資料編 42～43 ページを参照ください。

(2) 大気汚染の現状

福島県では一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局を配置し、住宅地などの一般的な生活空間における大気の汚染状況を測定しており、本市では、福島県二本松合同庁舎において光化学オキシダントの測定をしています。

これまで、光化学スモッグ注意報（0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が継続すると認められる時に発令）が発令されるまでには至っておりませんが、発令された場合には窓を閉め、外出を控えることが最善の対策となります。

【光化学オキシダント濃度測定結果】



(資料：福島県 大気汚染測定結果)

(3) ダイオキシン類による大気汚染と環境基準

ダイオキシン類は、私たちの身の回りに存在する人工的な化学物質の中でも、特に人の健康や生態系に悪影響をもたらす物質と考えられています。

ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気の汚染等に関し、環境基準が定められています。

(4) ダイオキシン類による汚染の状況

本市では福島県により「ダイオキシン類地下水調査」「ダイオキシン類一般環境土壌調査」が行われております。調査の結果、各地点とも環境基準に適している状況が確認されています。

【ダイオキシン類地下水調査結果】

(水質環境基準値：1pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準の適否
平成 21	—	—	—
22	—	—	—
23	鈴石町	0.12	○
24	—	—	—
25	—	—	—
26	—	—	—
27	—	—	—
28	—	—	—
29	—	—	—
30	—	—	—
令和元	—	—	—
2	鈴石町	0.042	○
3	—	—	—
4	—	—	—
5	—	—	—

(資料：福島県 環境測定調査結果)

【ダイオキシン類一般環境土壌調査結果】

(土壌環境基準値：1000pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準の適否
平成 21	油井	0.24	○
22	—	—	—
23	—	—	—
24	—	—	—
25	油井	1.9	○
26	—	—	—
27	—	—	—
28	—	—	—
29	—	—	—
30	—	—	—
令和元	—	—	—
2	西町	0.00039	○
3	—	—	—
4	—	—	—
5	—	—	—

(資料：福島県 環境測定調査結果)

2. 水質

(1) 水質汚濁と環境基準

水質汚濁の主な原因物質は、有機物などの栄養塩類、重金属や揮発性有機化合物(VOC)などです。一般的には、工場や事業所などの産業排水、家庭から排出される生活排水などとされていますが、現在の水質汚濁原因の5割近くは生活排水によるものとされています。

水質汚濁に係る*環境基準は、国民の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められており、「人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という。）」と「生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という。）」に分けられます。健康項目は全水域一律の基準で、生活環境項目は河川・湖沼・海域に分け、利用目的に応じて類型別に基準を定めています。

***環境基準については、資料編 44～47 ページを参照ください。**

(2) 河川水質汚濁の現状

水質汚濁は、生活排水による有機物質、窒素、リンなどの負荷量の大きさにより増大します。

公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため福島県では、阿武隈川、移川、油井川、杉田川、鯉川、六角川の6河川において、本市では前述の6河川を含め21河川34箇所において、水質検査を実施しています。

阿武隈川は生活環境項目により、BOD（生物化学的酸素要求量）が3mg/ℓ以下であることが定められています。

県の調査においては、阿武隈川（高田橋付近）での測定結果は基準を下回る状況にあります。

そのほか5河川については法的基準の定めはありませんが、上記の基準を当てはめた場合には、六角川の阿武隈川合流前の地点でBODが高い数値を示しています。

【河川水質調査結果の推移（県調査分）】

水系	測定場所	類型	年度	pH	DO 年平均値 (mg/ℓ)	BOD		SS 年平均値 (mg/ℓ)	大腸菌（群）数 年平均値 (注2)
						年平均値 (mg/ℓ)	75%値 (注1)		
阿武隈川	高田橋	B	30	7.4～8.3	9.0	3.0	3.4	5.4	9,000
			元	7.5～7.7	9.2	2.2	2.8	5.8	7,600
			2	7.5～7.8	9.6	2.5	2.9	11.0	12,000
			3	7.2～8.0	9.8	1.9	2.5	6.3	37,100
			4	7.3～7.8	9.9	1.8	2.0	8.3	103
移川	小瀬川橋	－	30	－	－	－	－	－	－
			元	7.8～7.9	10.3	0.9	0.9	2.8	5,900
			2	－	－	－	－	－	－
			3	－	－	－	－	－	－
			4	7.8～8.0	10.4	0.8	0.9	8.3	250
油井川	油井川橋	－	30	－	－	－	－	－	－
			元	－	－	－	－	－	－
			2	7.3～7.6	11.1	0.9	1.1	1.3	7,200
			3	－	－	－	－	－	－
			4	－	－	－	－	－	－
杉田川	落合橋	－	30	－	－	－	－	－	－
			元	－	－	－	－	－	－
			2	7.2～8.4	11.5	1.2	1.1	3.0	10,900
			3	－	－	－	－	－	－
			4	－	－	－	－	－	－
鯉川	阿武隈川 合流前	－	30	7.6～9.0	13.0	2.1	2.2	1.5	11,700
			元	－	－	－	－	－	－
			2	－	－	－	－	－	－
			3	7.9～8.1	11.7	1.7	1.9	2.3	105,500
			4	－	－	－	－	－	－
六角川	阿武隈川 合流前	－	30	－	－	－	－	－	－
			元	7.5～7.6	9.0	6.4	7.2	2.3	44,500
			2	－	－	－	－	－	－
			3	－	－	－	－	－	－
			4	7.4～7.6	9.5	5.0	6.3	1.8	1,700

（資料：福島県 水質年報）

（注1） 75%値：n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値をいいます。

（注2） 令和4年に水質汚濁に係る環境基準が改正され、調査項目が従来の大腸菌群数（MPN/100ml）から大腸菌数（CFU/100ml）に変更されました。

【令和5年度河川水質検査（市調査分）】

採取地点		項目	pH (－)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)
二本松地域	1	六角川 (賽の神橋)	7.6	1.4	5.1	7.1	4	270	<0.5	1.3	0.12
			7.4	2.6	4.4	9.2	3	550	<0.5	1.7	0.11
	2	鯉川(1) (鯉川橋)	8.0	1.3	5.9	7.9	5	600	<0.5	1.6	0.14
			7.5	2.9	3.5	10	2	250	<0.5	1.0	0.049
	3	杉田川 (杉田橋)	7.5	<0.5	4.9	8.2	8	230	<0.5	0.80	0.050
			7.2	2.1	2.1	11	4	84	<0.5	0.63	0.021
	4	羽石川 (木藤次郎内橋)	7.6	1.0	5.9	7.8	9	170	<0.5	1.3	0.10
			7.5	4.5	3.7	9.8	1	340	<0.5	1.4	0.098
	5	平石川 (八串遠橋)	7.6	1.9	7.4	7.3	4	120	<0.5	1.7	0.18
			7.6	2.2	3.4	11	<1	25	<0.5	2.3	0.052
	6	原瀬川 (蟹澤橋)	7.3	1.7	6.1	8.3	8	130	<0.5	1.3	0.048
			7.4	2.2	2.2	11	<1	12	<0.5	0.66	0.007
	7	弘川(1) (加持内橋)	7.5	<0.5	4.9	8.9	11	190	<0.5	1.3	0.050
			7.5	2.1	1.8	11	<1	21	<0.5	2.0	0.009
	8	油井川(1) (荒神橋)	7.3	<0.5	2.1	8.3	<1	130	<0.5	0.35	0.006
			7.0	2.0	1.2	10	1	27	<0.5	0.28	0.004
	9	浅川 (観音堂橋)	7.7	0.8	6.1	8.1	1	330	<0.5	1.6	0.15
			7.6	2.3	3.3	11	<1	90	<0.5	1.8	0.051
	10	阿武隈川(1) (菅田橋)	7.5	1.2	6.1	6.3	15	150	<0.5	1.7	0.14
			7.6	3.0	3.8	10	3	70	<0.5	2.2	0.10
	11	阿武隈川(2) (智恵子大橋)	7.5	<0.5	5.7	6.7	13	75	<0.5	1.5	0.13
			7.6	2.7	3.6	10	3	26	<0.5	1.8	0.14
安達地域	12	箕輪用水(1) (岳公園入口)	3.4	<0.5	2.3	6.5	<1	3	<0.5	0.63	0.029
			3.3	1.5	1.4	9.1	<1	4	<0.5	0.38	0.021
	13	箕輪用水(2) (岳温泉大和)	4.1	0.6	2.3	7.2	2	1	<0.5	0.64	0.028
			3.6	1.4	1.3	9.8	<1	1	<0.5	0.35	0.016
	14	箕輪用水(3) (岳温泉横森)	5.0	<0.5	2.5	8.2	6	1	<0.5	0.43	0.025
			4.7	2.0	1.4	10	1	0	<0.5	0.33	0.015
	15	箕輪用水(4) (岳温泉横森)	5.5	<0.5	2.5	8.0	8	3	<0.5	0.43	0.025
			4.7	2.1	1.4	10	1	1	<0.5	0.32	0.015
	16	水原川 (観音堂橋)	7.5	0.5	4.1	7.9	6	630	<0.5	0.67	0.042
			7.3	2.5	2.0	10	2	250	<0.5	0.55	0.023
	17	弘川(2) (田子屋橋)	7.3	0.7	4.8	7.5	11	1,500	<0.5	1.2	0.066
			7.4	2.1	2.1	7.3	<1	40	<0.5	1.4	0.016
	18	轟川 (松葉橋)	7.3	0.7	5.2	7.0	3	730	<0.5	1.6	0.074
			7.1	3.7	3.6	11	5	470	<0.5	1.4	0.12
	19	油井川(2) (油井川橋付近)	7.5	<0.5	5.1	8.2	9	280	<0.5	1.2	0.070
			7.3	2.2	1.7	11	1	76	<0.5	0.69	0.026
	20	鯉川(2) (天皇田橋)	7.8	0.9	5.6	7.7	2	900	<0.5	1.6	0.12
			7.5	2.6	3.2	11	1	1,000	<0.5	1.1	0.082

			pH (－)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌数 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)
岩 代 地 域	21	小浜川(1) (前田橋)	7.7	0.6	6.5	8.3	12	45	<0.5	0.71	0.079
			7.7	2.1	2.2	11	<1	35	<0.5	1.2	0.027
	22	小浜川(2) (柏木田橋)	8.0	0.5	4.9	7.9	3	750	<0.5	1.3	0.10
			7.9	2.0	2.7	11	<1	180	<0.5	1.5	0.042
	23	移川(1) (川前橋)	8.0	<0.5	5.1	8.1	8	170	<0.5	1.1	0.080
			7.7	1.6	1.9	10	1	74	<0.5	1.4	0.023
	24	移川(2) (移川橋付近)	7.8	0.5	5.3	7.7	2	420	<0.5	1.0	0.070
			7.8	2.0	2.2	11	3	110	<0.5	1.3	0.025
	25	口太川(1) (口太川橋)	7.8	0.7	5.7	7.7	11	620	<0.5	1.2	0.081
			7.8	2.0	1.9	11	1	19	<0.5	1.2	0.028
東 和 地 域	26	針道川 (盤城橋)	7.9	0.7	4.8	7.7	3	670	<0.5	1.5	0.10
			7.8	2.3	2.0	10	<1	27	<0.5	1.9	0.040
	27	木幡川 (問屋橋)	7.8	<0.5	6.0	7.8	3	180	<0.5	1.2	0.15
			7.9	1.7	2.2	11	<1	29	<0.5	1.5	0.054
	28	若宮川 (早稲田橋)	7.6	<0.5	5.1	7.3	<1	1,800	<0.5	0.99	0.10
			7.7	2.0	2.1	10	<1	1,100	<0.5	1.3	0.050
	29	安達太田川(1) (美女木下橋)	7.8	0.9	5.0	7.8	7	190	<0.5	1.7	0.25
			7.7	1.6	2.4	10	1	130	<0.5	1.5	0.044
	30	安達太田川(2) (河原田橋)	7.9	<0.5	5.1	7.5	7	200	<0.5	1.1	0.097
			7.7	2.2	2.1	10	1	27	<0.5	1.2	0.040
	31	口太川(2) (蛇淵橋)	7.8	<0.5	6.0	7.6	4	680	<0.5	1.2	0.076
			7.8	1.6	2.0	11	1	42	<0.5	1.4	0.027
	32	阿武隈川(3) (国体カヌーゴー ル)	7.6	1.7	6.4	7.0	21	130	<0.5	1.5	0.13
			7.6	2.7	3.7	10	5	46	<0.5	1.8	0.16
	33	阿武隈川(4) (漕艇場)	7.6	1.3	5.8	7.3	11	110	<0.5	1.3	0.12
			7.7	2.5	3.3	10	3	28	<0.5	2.0	0.070
	34	立石川(準用河川) (支所前ボックス)	7.6	<0.5	4.4	7.4	5	260	<0.5	1.5	0.085
			7.7	2.2	2.1	9.9	1	31	<0.5	1.6	0.041

(資料：二本松市生活環境課)

(注1) 上段：8月測定数値、下段：12月測定数値

(注2) 環境基準が適用される地点は、阿武隈川(1)(2)のみで類型Bが該当します。

(注3) 阿武隈川(1)(2)以外の河川は環境基準が適用されませんが、参考値として基準値を超過した数値には「網かけ」をしています。

【BOD（生物化学的酸素要求量）の推移】（年間平均値）

（単位：mg/ℓ）

地域	No.	河川名	調査地点	類型	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	単純平均
二本松地域	1	六角川	賽の神橋	(B)	2.4	2.2	2.2	2	3.5	3.1	2.2	3.2	2.1	2.0	2.5
	2	鯉川(1)	鯉川橋	(B)	2.9	3	1.8	1.9	3.4	2.7	2.5	1.9	2.7	2.1	2.5
	3	杉田川	杉田橋	(B)	1.1	1.4	1	1.2	1.9	1.7	1.7	1.3	1.4	1.3	1.4
	4	羽石川	木藤次郎内橋	(B)	1.8	1.7	1.4	1.5	4	5.1	2.3	2	1.7	2.8	2.4
	5	平石川	八串遠橋	(B)	1.4	1.6	1.2	1.3	3	2.2	1.8	1.9	1.4	2.1	1.8
	6	原瀬川	蟹澤橋	(B)	1.1	1.6	0.9	0.8	2.2	1.5	1.1	1.2	1.2	2.0	1.4
	7	払川(1)	加持内橋	(B)	1.1	1.1	0.8	0.8	1.5	1.5	1.3	1	1.2	1.3	1.2
	8	油井川(1)	荒神橋	(B)	1.7	1.3	0.9	0.5	1.7	1.1	1.2	1.3	1	1.3	1.2
	9	浅川	観音堂橋	(B)	1.4	1.4	1.8	2.1	2.9	1.4	1.6	1.9	1.6	1.6	1.8
	10	阿武隈川(1)	菅田橋	B	1.7	1.7	2.1	1.3	2.8	2.3	2.3	1.4	2.2	2.1	2.0
	11	阿武隈川(2)	智恵子大橋	B	1.8	2.1	1.8	1.5	3.3	2.5	3.1	1.6	2.3	1.6	2.2
	12	箕輪用水(1)	岳公園入口	(B)	1.3	1.2	1.3	0.6	2	1.2	1.2	0.9	0.8	1.0	1.2
	13	箕輪用水(2)	岳温泉大和	(B)	1.5	1.3	1.1	1	2.4	1.4	1.1	1.1	0.8	1.0	1.3
	14	箕輪用水(3)	岳温泉横森	(B)	1.5	1.2	1.1	1	1.8	1.4	1.2	1.1	0.9	1.3	1.3
	15	箕輪用水(4)	岳温泉横森	(B)	1.3	1.1	1.1	0.8	2.4	1.4	1.7	0.9	1	1.3	1.3
安達地域	16	水原川	観音堂橋	(B)	1.2	1.2	0.8	1.2	2.5	2.4	1.4	1.3	1.2	1.5	1.5
	17	払川(2)	田子屋橋	(B)	1.4	1.2	0.9	0.7	2.2	2	1.4	1	1.2	1.4	1.3
	18	轟川	松葉橋	(B)	1.6	1.3	1.5	1.4	2.9	2.7	2	1.6	2	2.2	1.9
	19	油井川(2)	油井川橋付近	(B)	1.3	1	0.9	0.8	2.5	1.8	2.1	1	1.9	1.4	1.5
	20	鯉川(2)	天皇田橋	(B)	2.1	2.3	1.6	1.2	5	3.5	2.2	1.8	1.7	1.8	2.3
岩代地域	21	小浜川(1)	前田橋	(B)	1.2	1.5	0.8	0.6	1.6	1.3	1	1.2	1.1	1.4	1.2
	22	小浜川(2)	柏木田橋	(B)	1.2	1.5	0.9	1.4	2.1	2	1.5	1.3	1.4	1.3	1.5
	23	移川(1)	川前橋	(B)	1.3	2.2	0.8	0.8	1.5	1.5	1.9	1.1	1.4	1.1	1.4
	24	移川(2)	移川橋付近	(B)	1.6	1.2	0.8	0.7	1.8	1.7	1.6	1.2	1.3	1.3	1.3
	25	口太川(1)	口太橋	(B)	1.2	1.2	1.2	1.6	2.3	1.6	1.4	1	1.1	1.4	1.4

地域	No.	河川名	調査地点	類型	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	単純平均
東 和 地 域	26	針道川	盤城橋	(B)	1.4	1.9	1	1.2	2.1	1.4	1.4	1.2	1.2	1.5	1.4
	27	木幡川	問屋橋	(B)	1.1	1.2	1	1.3	1.7	1.8	2	1	1.4	1.1	1.4
	28	若宮川	早稻田橋	(B)	1.5	1.3	1	1.1	2.2	1.3	1.7	1.2	1.6	1.3	1.4
	29	安達太田川(1)	美女木下橋	(B)	1.3	1.1	0.8	0.9	2.4	0.9	1	1.2	1.1	1.3	1.2
	30	安達太田川(2)	河原田橋	(B)	1.4	1.5	0.9	0.8	1.7	1.1	1.3	1.1	1.2	1.4	1.2
	31	口太川(2)	蛇淵橋	(B)	1.3	1.2	1	0.7	2.1	1.4	2	0.8	1.7	1.1	1.3
	32	阿武隈川(3)	国体カヌーゴール	B	1.8	1.9	1.6	1.3	2.6	2.4	2	2	2.3	2.2	2.0
	33	阿武隈川(4)	漕艇場	B	1.9	1.5	1.4	1.1	2.3	1.7	1.7	1.6	1.8	1.9	1.7
	34	立石川	支所前BOX	(B)	1	1.1	0.9	0.9	1.6	1.3	0.9	1.1	1.2	1.4	1.1

(資料：二本松市生活環境課)

(注) BOD 環境基準 B類型：3.0 以下

(B)はB類型とみなし、B類型の基準を当てはめている。

3. 騒音

騒音は、直接人間の感覚に影響を与えることから「感覚公害」ともいわれ、自動車騒音、事業者・工場騒音等に加え、日常の家庭生活に起因する騒音など様々な状況にあります。

このことから、地域における生活環境の騒音状況を把握するため、市では騒音調査を実施しています。

(1) 環境騒音調査

道路に面しない地域（一般地域）での環境騒音を市内3ヶ所で測定

【環境騒音調査結果の推移】

（単位：デシベル）

観測地点	環境 基準 類型	騒音レベル										環境基準	
		R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度			
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
若宮一丁目地内	C 類型	50.4	42.7	50.5	43.8	50.7	44.4	50.6	44.0	50.0	43.1	60	50
金色地内	B 類型	49.5	40.8	49.6	43.1	49.0	43.7	49.4	41.8	48.7	41.6	55	45
表一丁目地内	A 類型	49.3	40.1	49.3	41.5	48.7	41.3	46.8	39.9	47.1	38.8	55	45

（資料：二本松市生活環境課）

(2) 自動車交通騒音実態調査

幹線道路に面する地域での自動車騒音を市内3ヶ所で測定

【自動車交通騒音実態調査結果の推移】

（単位：デシベル）

観測地点	環境 基準 類型	騒音レベル										環境基準	
		R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度			
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
若宮二丁目地内	C 類型	62.0	54.2	62.2	55.2	61.9	55.1	64.0	56.4	63.6	56.4	70	65
金色地内	B 類型	62.1	51.8	61.9	54.4	61.2	52.2	60.3	51.0	61.1	52.3	70	65
表一丁目地内	A 類型	63.3	53.8	63.0	52.7	63.0	52.1	61.6	50.6	62.9	52.2	70	65

（資料：二本松市生活環境課）

(3) 高速自動車道騒音調査

高速自動車道の沿線において騒音等の状況を測定

【高速自動車道騒音調査結果の推移】

(単位：デシベル)

調査地点	路肩からの距離	騒音レベル										環境基準
		R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
中ノ目地内	25m	61.4	60.6	60.9	60.4	59.3	58.8	63.7	63.6	65.5	64.4	B、C 類型を準用 昼：65 dB 夜：60 dB
	115m	53.0	51.7	55.7	55.9	56.1	55.9	55.9	55.5	56.2	57.0	
吉倉字石田	50m	61.6	58.2	62.7	58.7	61.0	57.4	62.7	59.9	62.1	59.2	
	100m	57.3	53.8	57.6	53.6	58.1	54.4			56.9	54.6	

(資料：二本松市生活環境課)

(4) 東北新幹線鉄道騒音調査

東北新幹線鉄道の沿線において騒音等の状況を測定

【東北新幹線鉄道騒音調査結果の推移】

(単位：デシベル)

調査地点	新幹線からの距離	騒音レベル					環境基準
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
矢ノ戸地内	25m	76.4	76.6	74.3	84.4	76.7	I 類型 70 dB
	50m	73.2	72.0	72.4	71.1	74.5	
	70m	71.0	70.4	69.8	71.7	71.4	
平石三丁目地内	25m	75.7	76.5	77.1	76.2	75.4	
	50m	72.8	72.8	73.8	74.7	74.6	
	86m	73.5	74.1	75.0	73.7	75.6	
錦町一丁目地内	100m	71.2	72.5	73.2	72.0	73.0	
	160m	70.8	68.9	71.3	70.5	71.8	
沖二丁目地内	25m	77.5	78.1	78.1	76.8	80.1	
	50m	71.9	68.8	69.2	68.9	71.0	
三合内	25m	83.3	83.8	83.1	84.2	84.7	
	50m	79.1	78.3	76.6	81.4	80.7	
	83m	74.6	74.3	74.6	69.9	74.9	
上川崎字藤兵内地内	25m	83.8	83.5	80.0	79.7	81.3	
	50m	74.8	74.6	74.7	75.5	75.3	
	100m	72.1	72.3	68.9	74.2	74.2	

(資料：二本松市生活環境課)

4. 地球温暖化対策

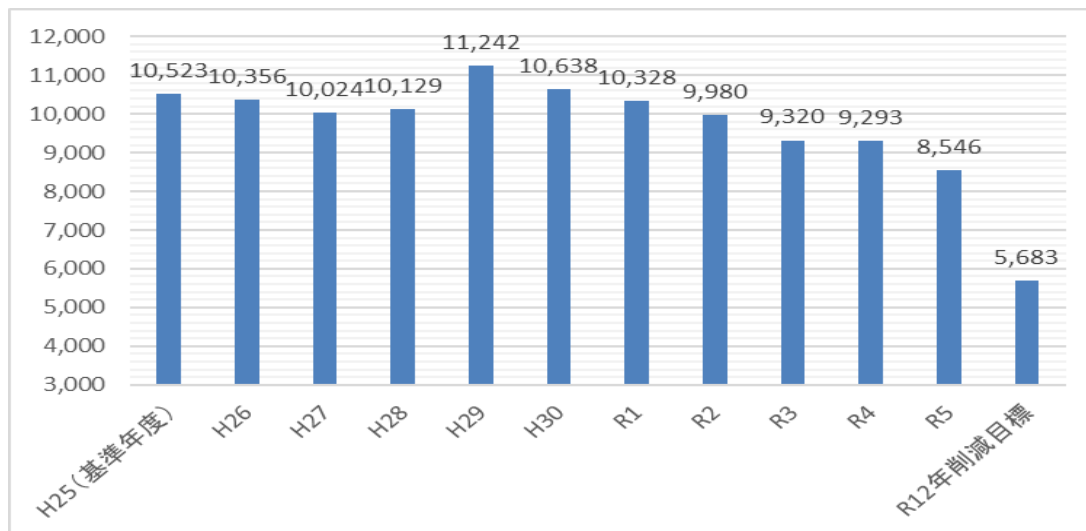
(1) 市所管の施設におけるCO₂排出量の状況

市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市としての事務・事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための計画を定め、市が所管する施設の温室効果ガスの排出を抑制する取組みを実践しています。

(単位：トン)

区 分	CO ₂ 排出量	
H25 年度実績値 ①	10,523	
H26 年度実績値	10,356	
H27 年度実績値	10,024	
H28 年度実績値	10,129	
H29 年度実績値	11,242	
H30 年度実績値	10,638	
R元年度実績値	10,328	
R2 年度実績値	9,980	
R3 年度実績値	9,320	
R4 年度実績値	9,293	
R5 年度実績値 ②	8,546	
削減目標値 (H25 年度実績値 46%減) ③	5,683	
H25 基準年度値と比較した R5 年度増減 ②－①	△1,977	18.8%の減
R12 削減目標値と比較した R5 年度増減 ②－③	2,863	50.4%の増

※ H26 以降は減少傾向にありましたが、H29 については城山市民プール等の市施設の増加により実績値が増加しました。H29 以降は再び減少傾向にあります。



(資料：二本松市生活環境課)

(2) 環境講演会

今日の環境問題を解決するためには、一人ひとりが知り、考え、行動することが求められています。市では、環境学習の一環として、二本松市生活環境委員会とともに一般の方を対象に環境をテーマとした講演会の開催や、子どもの環境問題に対する意識向上のための取組みを実施しています。

【講演会】

年度	演 題	講 師
平成 21	環境のために私たちがすべきこと	ペオ・エクベリ 氏（環境コンサルタント）
22	地下水汚染と健康影響	難波 謙二 氏（福島大学准教授）
23	放射線対策講演会	野口 邦和 氏（日本大学講師）
26	家庭で簡単エコライフ	田崎 由子 氏 （うつくしま地球温暖化防止活動推進員）
27	よく省き、よく使い、よく利用する ～3Rの極意～	後藤 忍 氏（福島大学准教授）
28	科学物質って安全？ 一緒に理解を深めよう！	河合 直樹 氏 （河合環境コンサルタント事務所）
29	気候変動による水環境への影響 ～将来に向けて気をつけなければ ならないこと～	川越 清樹 氏（福島大学准教授）
30	ごみの減量とリサイクル	長澤 利枝 氏（NPO 法人福島環境カウンセラ ー協会特別顧問）
令和 元～3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
4	「家庭の消費」からごみ問題を考 える	福島県職員 3名
5	今日からできる 身近な環境問題を考える	服部 靖弘 氏（エネルギー・エージェン シーふくしま代表） もとみやクリーンセンター職員

【子どもの環境意識向上に関する取組み】

年度	取組み内容
平成 24～令和 5	市内の小学 4 年生へ「環境問題教材」を配布

5. 再生可能エネルギー導入の推進

本市では、地球温暖化やオゾン層の破壊などの環境問題が地球的規模で深刻化している状況を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入・普及を図っています。

二本松市における再生可能エネルギー導入状況の例

【太陽光発電】

No.	設置施設	稼働年	出力
1	二本松市 石井小学校	2000 年	1 0 kW
2	二本松市 市役所本庁舎	2010 年	2 0 kW
3	二本松市 東和小学校	2010 年	1 0 kW
4	くろがね小屋	2010 年	3 kW
5	二本松市 とうわこども園	2012 年	1 5 kW
6	二本松市 安達支所	2013 年	2 0 kW
7	二本松市 岩代支所	2013 年	2 0 kW
8	二本松市 東和支所	2013 年	2 0 kW
9	二本松市 岳下住民センター	2013 年	4 kW
10	二本松市 大平住民センター	2013 年	5 kW
11	二本松市 塩沢小学校	2013 年	1 0 kW
12	道の駅安達 下り線	2013 年	1 0 kW
13	二本松市 杉田住民センター	2014 年	5 kW
14	二本松市 渋川住民センター	2014 年	3 kW
15	二本松市 上川崎住民センター	2014 年	3 kW
16	二本松市 下川崎住民センター	2014 年	3 kW
17	二本松市 木幡住民センター	2014 年	5 kW
18	二本松市 太田住民センター	2014 年	5 kW
19	二本松市 いわしろさくらこども園	2014 年	2 0 kW
20	二本松市 二本松住民センター	2015 年	1 0 kW
21	二本松市 原瀬小学校	2015 年	1 0 kW
22	二本松市 新殿小学校	2015 年	1 0 kW
23	二本松市 旭小学校	2015 年	1 0 kW
24	二本松市 にほんまつ保育園	2015 年	2 0 kW
25	城山市民プール	2017 年	8 kW

【太陽熱利用】

No.	設置施設	稼働年	集熱面積	利用施設	導入量
1	二本松市 原瀬小学校	1994 年	267 m ²	暖房、給湯	6.7kℓ/年
2	二本松市 はらせ幼稚園	1996 年	357 m ²	暖房	3kℓ/年
3	二本松市 第二デイサービスセンター	1996 年	367 m ²	暖房	20.2kℓ/年
4	二本松市 石井小学校	2000 年	526 m ²	暖房、給湯	29kℓ/年
5	二本松市 安達太良小学校	2004 年	980 m ²	暖房	23.3kℓ/年
6	福島県男女共生センター	2000 年	30 m ²	-	1.7kℓ/年
7	二本松市 東和小学校	2010 年	375 m ²	暖房、プール	33kℓ/年
8	二本松市 とうわこども園	2012 年	92 m ²	冷・暖房、給湯	5.1kℓ/年

【風力発電】

No.	施設名称（設置者）	稼働年	出力	定格出力	台数
1	東北プレカットワークス	2003 年	7.5kW	1.5kW	5 台

【バイオ熱利用】

No.	施設名称	稼働年	熱出力	設備概要
1	名目津温泉	2010 年	86,000kcal/時	暖房 給湯：温水ボイラー 主燃料：木質チップ

【バイオ燃料】

No.	施設名称・実施主体等	稼働年	製造量
1	(有)アサギ精工 福島工場	2006 年	2,000ℓ/月 ※冬場(1,800ℓ/月)
2	社会福祉法人あおぞら福祉会 菊の里	2007 年	100ℓ/日 (5,000ℓ/月)

【小水力】

No.	施設名称	事業主体	稼働年	出力
1	仏台発電所	東北電力(株)	1914 年	150kW
2	沢上発電所	東北電力(株)	1908 年	340kW

IV. 資料編

1 大気汚染に関する環境基準

(1) 大気汚染に関する環境基準

物 質	基 準 値	性 質	影 響
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	重油、石炭などの燃焼により硫黄分が酸化され発生する。俗に亜硫酸ガスという。	酸性雨の原因ともなる。 のどや肺を刺激し、気管支炎、喘息性気管支炎等をおこす。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	重油、ガソリンなどの不完全燃焼に伴い発生する。	血液中のヘモグロビンと結びつき、血液が酸素を運ぶ機能を阻害するので、めまい・酸素欠乏等を起こす。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	沈降速度が遅く、長時間浮遊している微粒子で 10μm 以下のもの。	気道、肺胞に付着し、気管支炎や上気道炎等を起こす。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること。	燃料の燃焼により、主に一酸化窒素として発生し、太陽光のもとで二酸化窒素となる。	水に溶けやすく酸性雨の原因ともなる。 のどや肺を刺激し、気管支炎、肺機能低下などを起こす。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により二次的に発生し、光化学スモッグの原因となる。	目、のど等を強く刺激する。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	主に自動車、オートバイなどの排気ガスに含まれて排出される。	長期間の接触では、造血組織、肝臓、免疫系への影響が起りえる。発ガン性物質である。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	塩素を含む有機化合物で、様々な有機物を溶かす性質があり、金属製品製造業から排出される。	長年に亘り取り込んだ場合に、がんを発症する人が増える水準にある。
テトラクロロチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	塩素を含む有機化合物で、容易に油を溶かす性質があり、金属製品製造業から排出される。	長年に亘り取り込んだ場合に、がんを発症する人が増える水準にある。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。	塩素を含む有機化合物で、金属部品などの油の除去に使用され、金属製品製造業から排出される。	高濃度の作業環境などにおいて、吐き気、めまい、しびれなどを起こす。
ダイオキシン（大気）	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する。	地球上に実在する物質の中では、最大の毒性を持った物質で、人体に対しては免疫障害、生殖異常、発ガン性、催奇形性など広範囲に渡りその毒性の影響が指摘されている。

＜備考＞ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所について適用しない。

(2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値	適 用
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2 水質汚濁に関する環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	性 質	影 響
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	充電式電池、塗料、メッキ工業等用途が広い。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。イタイイタイ病の原因物質とされる。
全シアン	検出されないこと	メッキ工業、化学工業等で使用される。	生体への蓄積性はなく、急性中毒を引き起こす。シアンに汚染された水を飲用すると急速に粘膜から吸収され、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こす。
鉛	0.01 mg/ℓ以下	地殻中に含まれる。地質、工場排水、鉱山排水等に起因するほか、鉛給水管からの溶出がある。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	化学工業薬品・メッキ剤等に用いる。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。皮膚潰瘍、胃・肺がん、鼻中隔湾曲等を発症する。
ひ素	0.01 mg/ℓ以下	鉱山、製薬、半導体工業等に用いる。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。肝臓障害、皮膚沈着、皮膚がん等を発症する。
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	化学工業、電解ソーダ、蛍光灯、計器等に用いる。	環境中で有機水銀（無機水銀に比べ毒性が高い）に転換する可能性がある。
アルキル水銀	検出されないこと	金属有機化合物。かつては、有機水銀系農薬、有機水銀製剤があった。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。水俣病の原因物質とされ、運動失調や視野狭窄等を発症する。
PCB	検出されないこと	有機塩素化合物。かつては、電気絶縁油、熱媒体、ノーカーボン複写紙等に用いられたが、現在は製造されていない。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。生体黒色素沈着、塩素座蒼等を発症する。油症事件の原因物質とされる。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	揮発性の液体で、プリント基板の洗浄、金属の脱脂洗浄等に用いる。	生体への蓄積性はない。 発がん性がある。 強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となる。
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。機械器具の洗浄、殺虫剤等に用いる。	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	油状の液体で揮発性がある。合成樹脂の原料、有機溶剤等に用いる。	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。コーティングシート等の原料に用いる。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー等の原料に用いる。	

1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	揮発性の液体。金属の洗浄、ドライクリーニング用洗剤等に用いる。	生体への蓄積性はない。 発がん性がある。 強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となる。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	揮発性で水に溶けない。粘着剤、溶剤等に用いられる。	
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	水に難溶で、揮発性の液体。機械金属部品や、電子部品の脱脂、ドライクリーニング用の洗剤等に用いる。	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	揮発性の液体。土壌薰蒸剤、殺線虫剤等に用いる農薬。	発がん性がある。
チウラム	0.006mg/ℓ以下	農薬。種子、球根、芝等の殺菌剤。	急性中毒を引き起こす。
シマジン	0.003mg/ℓ以下	農薬。トリアジン系除草剤で、野菜、豆類、芝等に用いる。	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	農薬。チオカーバメイト系除草剤で、稲、野菜、豆類等に用いる。	
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	沸点 80℃の揮発性、可燃性。溶剤。合成ゴム、合成顔料等に用いられる。	発がん性がある。
セレン	0.01mg/ℓ以下	硫黄に屢次下固体元素。複写機感光体、太陽電池、ガラス着色剤等に用いる。	発がん性がある。肝硬変を引き起こす。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	電気めっきの洗浄剤、化学肥料などに用いられる。窒素肥料や家畜のふん尿、工場排水などに含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。	急性中毒を引き起こす。高濃度の硝酸・亜硝酸性窒素を含む水の摂取によって、特に乳幼児にメトヘモグロビン血症を発症する。
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	化学作用は極めて強い。自然界では遊離の状態では存在せず、ホタル石等の状態で存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。金属の研磨等に用いられる。	高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生する可能性がある。
ほう素	1mg/ℓ以下	自然界ではホウ砂などとして存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。電気めっき工程の緩衝材等に用いられる。	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等が生ずる。
1,4- ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	水と混合しやすい。主に化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業などで洗浄用溶剤、試薬として用いられる。	発がん性がある可能性がある。 吸い込むと、咳、咽頭痛、吐き気、めまい、頭痛、嗜眠、嘔吐、意識喪失、腹痛などの症状を引き起こす。

＜備考 1＞ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに関する基準値については、最高値とする。

＜備考 2＞ 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

《水質汚濁に係る環境基準 平成 31 年環境省告示第 46 号》

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基準値						該当水域
	利用目的 の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	20CFU/ 100ml以下	(該当なし)
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	300CFU/ 100ml以下	(該当なし)
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	1,000CFU/ 100ml以下	阿武隈川 (高田橋 付近)
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下		(該当なし)
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下		(該当なし)
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ以下		(該当なし)
<備考1> 基準値は日間平均とする。 <備考2> 農業利用水については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。 <備考3> C F U（コロニー形成単位）とは生菌数（生きている菌の数）を表す単位。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

《水質汚濁に係る環境基準 平成 31 年環境省告示第 46 号》

※ 基準項目の説明

項 目	説 明
PH (水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性を表す指標。PH7 を中性とし、7 以上がアルカリ性で、7 以下が酸性となる。数字が小さいほど酸性度が高くなる。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される時に必要とする酸素の量を表したものの。値が高いほど汚れていることになる。 清水性の水域に生息するヤマメ、イワナ等については 2mg/ℓ以下、アユやサケ等については 3mg/ℓ以下、コイやフナについては 5mg/ℓ以下であることが必要と考えられている。
SS (浮遊物質)	水の濁りの状態(水中の粒子状物質の量)を示す。数値が低いほど良好な状態といえる。
DO (溶存酸素量)	水中に溶け込んでいる酸素量。水中生物の生息に必要で、数値が高いほど良好な環境といえる。
大腸菌数	大腸菌はそれ自体、人の健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には、同時に他の病原菌(赤痢菌等)が存在する可能性があるため公衆衛生上の問題となる。
COD (化学的酸素要求量)	BOD とともに水質汚濁を示す代表的指標で、湖沼及び海域で環境基準が定められている。 1mg/ℓ以下は、ほとんど人為的汚染がないと考えられ、これらの湖沼は自然探勝等に適しているといえる。
T-N (全窒素)	水中に含まれる窒素化合物の総称。窒素は、リンとともに水源の富栄養化の原因物質のひとつといわれている。
T-P (全リン)	水中に含まれるリン化合物の総称。地質中に存在し、あらゆる動植物にも含まれている。し尿、肥料、農薬、合成洗剤などにも含まれているため、水中のリン化合物の増加は生活排水、工場排水、農業廃水などの混入に由来する場合が多い。
n-ヘキサン抽出物質	ノルマルヘキサンという有機溶媒によって抽出され、80℃±5℃、30 分間の乾燥で揮散しない物質の総称で、水中の油分の指標のひとつ。油分は汚濁負荷量の高い物質で、特に鉱油量は少量でも異臭の原因となったりする。

(3) 土壌の汚染に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。

《土壌の汚染に係る環境基準 平成 31 年環境省告示第 48 号》

3 騒音に関する環境基準

(1) 道路の騒音に関する規制基準（環境基本法）

① 道路に面しない地域（一般地域）に関する騒音基準

（単位：デシベル）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	
AA	50 以下	40 以下	当市の該当なし
A及びB	55 以下	45 以下	用途地域の第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
C	60 以下	50 以下	用途地域の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

＜備考1＞ AAをあてはめる地域は、養護施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

＜備考2＞ Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。

＜備考3＞ Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域。

＜備考4＞ Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

《騒音に係る環境基準 平成24年3月30日環境省告示第54号》

② 道路に面する地域に関する騒音基準

（単位：デシベル）

地域区分	基準値	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70 以下	65 以下

＜備考1＞ 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る）等を示す。

＜備考2＞ 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界からの距離によりその範囲が特定される。

・2車線以上の車線を有する幹線交通を担う道路………15mまでの範囲

・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路………20mまでの範囲

＜備考3＞ 幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、室内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

《騒音に係る環境基準 平成24年3月30日環境省告示第54号》

(2) 工場等の事業活動に関する騒音の規制基準

① 騒音規制法による特定施設の規制基準

…工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音に関する基準で、二本松及び安達地域の用途地域内の地域が該当

(単位:デシベル)

時間区分 区域区分	昼 間 7:00～19:00	朝・夕 6:00～ 7:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～ 6:00	区域の内容
第 1 種区域	50	45	40	用途地域の第 1 種・第 2 種低層住居専用地域相当
第 2 種区域	55(50)	50(45)	45(40)	用途地域の第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 3 種区域	60(55)	55(50)	50(45)	用途地域の近隣商業地域、商業地域、準工業地域 相当
第 4 種区域	65(60)	60(55)	55(50)	用途地域の工業地域相当

<備考 1> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m 以内の地域においては () 内の数値とする。

<備考 2> 二本松及び安達地域の用途地域外の地域並びに岩代及び東和地域において本規制は該当しない。

② 福島県生活環境の保全等に関する条例による騒音指定施設の規制基準

…騒音規制法が該当しない地域において、工場等の事業活動に伴って発生する騒音に関する基準 (二本松及び安達地域の用途地域外の地域並びに岩代及び東和地域)

(単位:デシベル)

時間区分 区域区分	昼 間 7:00～19:00	朝・夕 6:00～ 7:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～ 6:00	区域の内容
第 1 種区域	50	45	40	用途地域の第 1 種・第 2 種低層住居専用地域相当
第 2 種区域	55(50)	50(45)	45(40)	用途地域の第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 3 種区域	60(55)	55(50)	50(45)	用途地域の近隣商業地域、商業地域、準工業地域 相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第 4 種区域	65(60)	60(55)	55(50)	用途地域の工業地域相当
第 5 種区域	75(70)	70(65)	65(60)	工業用地域(条例の規制のみ適用)

<備考> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m 以内の地域においては () 内の数値とする。

③ 騒音規制法及び県条例による届出が必要な特定施設・騒音指定施設

特定施設 (騒音規制法)	騒音指定施設 (県条例)	1 金属加工機 イ 圧延機械(原動力の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加工能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。) ヘ セン断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
		2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		4 織機(原動機を用いるものに限る)
		5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。)
		6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		7 木材加工機械 イ ドラムバーガー ロ チツパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の 2.25kw 以上のものに限る。) ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の 2.25kw 以上のものに限る。) ヘ かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
		8 抄紙機
		9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
		10 合成樹脂用射出成形機
		11 鋳型製造機(ジョルト式のものに限る。)
		12 ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		13 ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		14 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
		15 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)

(3) 建設工事に関する騒音の規制基準

① 騒音規制法による特定建設作業の規制基準

…建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する特定建設作業に関する基準で、二本松及び安達地域の用途地域内の地域が該当

(単位:デシベル)

基準種別				敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業日に関 する基準
区域の区分								
騒音規制法	特定建設作業	第 1 号区域	用途地域のうち、工業地 域を除く地域と工業地域 のうち学校、病院等の周 辺おおむね 80m の地域	85	7 時～19 時の 時間内であるこ と	1 日 10 時間 を超えないこ と	連続 6 日を 越えないこと	日曜・休日で ないこと
		第 2 号区域	用途地域のうち、第 1 号 区域で規制される地域を 除く地域		6 時～22 時の 時間内であるこ と	1 日 14 時間 を超えないこ と		

② 福島県生活環境の保全等に関する条例による騒音指定建設作業の規制基準

…騒音規制法が該当しない地域であって、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 80m の地域

(単位:デシベル)

基準種別 区域の区分			敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業日に 関する基準
県条例	騒音指定建設作業	用途区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲 80m 以内の地域	85	7 時～19 時の 時間内であること	1 日 10 時間 を超えないこと	連続 6 日を 越えないこと	日曜・休日 でないこと

③ 騒音規制法及び県条例による特定建設作業・騒音指定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)またはアスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。)を使用する作業

④ 音の目安

騒音の程度	騒音レベル(dB)	音の目安	影響
会話不能	120	最大可聴値 飛行機のエンジン付近、建設作業音	耳に痛みを感じる
	110	工場サイレンの近く	耳が遠くなる
	100	カラオケの音 パチンコ店の音	いろいろな病気の原因にもなる
	90	機械作業場、空調機械室	消化不良
会話困難	80	交差点、マーケット、国道	疲労度上昇
会話に少し大きな 声が必要	70	劇場、百貨店、銀行のロビー、騒がしい事務所	仕事の能率が上がらない
楽に会話ができる	60	レストラン、大きな商店、ホテルのロビー、普通の会 話、都市周辺住宅地、事務所内	
	50	劇場、映画館の観客のざわめき	
	40	一般の住宅(平均値) 静かな住宅地	
	30	郊外、ラジオ放送スタジオ	
	20	木の葉がすれ合う音	
	10	ささやき声	
	0	最小可聴値	

(4) 飲食店営業等に関する深夜騒音の規制基準（福島県生活環境の保全等に関する条例）

区域の区分	音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値デシベル
A区域	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	45
B区域			55

＜備考 1＞ A区域：用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域

B区域：用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域として知事が指定した場所

＜備考 2＞ 音響機器は、音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組合わせて音を発生する装置をいう。）、楽器、有線放送装置（受信装置に限る）及び拡声装置

＜備考 3＞ 音響機器の仕様については、音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合はこの限りではない。

＜備考 4＞ この表の各区域内に所在する児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ 5dB を減じた額とする。

4 振動に関する環境基準

(1) 工場の事業活動に関する振動の規制基準

① 振動規制法による特定施設の規制基準

…工場等の事業活動に伴って発生する振動に関する基準で、二本松及び安達地域の用途地域内の地域が該当

(単位:デシベル)

時間 区域	昼 間 7:00～19:00	夜 間 19:00～7:00	区域の内容
第 1 種区域	60(55)	55(50)	用途地域の第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域	65(60)	60(55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当

<備考 1> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m 以内の地域においては () 内の数値とする。

<備考 2> 二本松及び安達地域の用途地域以外の地域並びに岩代及び東和地域において本規制は該当しない。

② 福島県振動防止対策指針による振動施設の規制基準

…振動規制法が該当しない地域において、工場等の事業活動に伴って発生する振動に関する基準 (二本松及び安達地域の用途地域以外の地域並びに岩代及び東和地域)

(単位:デシベル)

時間 区域	昼 間 7:00～19:00	夜 間 19:00～7:00	区域の内容
第 1 種区域	60 以下	55 以下	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域相当、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域	65 以下	60 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当 用途地域以外の地域

<備考 1> 学校、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m 以内の地域においては、この表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値を許容限度とする。

③ 振動規制法による届出が必要な特定施設及び県指針に係る振動施設

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。)
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)

- 2 圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)

- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)

- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が 2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。)
6	木材加工機械 イ ドラムバーガー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

(2) 建設工事に関する振動の規制基準

① 振動規制法による特定建設作業の規制基準

…建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する特定建設作業に関する基準で、二本松及び安達地域の用途地域内の地域が該当

(単位:デシベル)

基準種別				敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業日に関 する基準
区域の区分								
振動規制法	特定建設作業	第 1 号区 域	用途地域のうち、工業地域を 除く地域と工業地域のうち学 校、病院等の周辺おおむね 80m の地域	75	7 時～19 時 の時間内であ ること	1 日 10 時間を 超えないこと	連続 6 日を越 えないこと	日曜・休日 でないこと
		第 2 号区 域	用途地域のうち、第 1 号区域 で規制される地域を除く地域		6 時～22 時 の時間内であ ること	1 日 14 時間を 超えないこと		

② 福島県振動防止対策指針による振動建設工事の規制基準

…振動規制法が該当しない地域であって、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲 80m の地域

(単位:デシベル)

基準種別			敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業日に関 する基準
区域の区分							
県 指 針	振 動 建 設 工 事	用途地域のうち、工業地域を除く地域と工業 地域のうち学校、病院等の周辺おおむね 80m の地域	75	7 時～19 時 の時間内であ ること	1 日 10 時間を 超えないこと	連続 6 日を越 えないこと	日曜・休日 でないこと

③ 振動規制法による届出が必要な特定建設作業及び県指針に係る振動建設工事

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手動式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

(3) 道路交通振動に係る要請基準

…用途地域内において自動車の交通に伴い発生する振動について、公安委員会に交通規制の措置等を要請できる基準

区域	時間		区域の内容
	昼 間 7:00～19:00	夜 間 19:00～7:00	
第 1 種区域	65dB	60dB	用途地域の第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域	70dB	65dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当

5 悪臭に関する環境基準

(1) 悪臭防止法の区域区分

区域の区分	あてはめ地域
A区域	都市計画法第7条第1項に規定する都市計画区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
B区域	A区域、C区域以外の区域のうち知事が住民の生活環境を保全する必要があると認めて指定した地域
C区域	都市計画法第7条第1項に規定する都市計画区域のうち、工業地域及び工業専用地域の中で知事が住民の生活環境を保全する必要があると認めて指定した地域

(2) 規制地域の指定状況 (最終改正：平成19年1月告示、同年同月施行)

区 分	市町村数	市 町 村 名
A、B、Cの3区域を指定	26	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	4	浅川町、古殿町、泉崎村、鮫川村
Bの1区域を指定	1	平田村
合 計	31	(12市14町5村)

(3) 悪臭防止法に基づく規制地域区分

区域の区分	規 制 地 域
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居専用地域、第2種住居地域及び近隣商業地
B区域	商業地域及び準工業地域 杉田三丁目、大平山、槻木、新座、東裏、正法寺町、藤太郎内、中里、原田、高西、不動、八万館、上竹二丁目、榎戸二丁目、北トロミ、沖一丁目、平石高田一丁目・二丁目、木ノ崎、諸越谷、安達ヶ原一丁目から三丁目・五丁目・六丁目、三合内、丑子内、島ノ内、大稻場、神明石、竹ノ内、太子堂、西光内、矢ノ戸、上蓬田、石畑、末広町及び小高内の区域 羽石及び成田日向の区域(第1種住居地域及び第2種住居地域を除く) 下ノ内、下平、赤井沢、平石高田二丁目、平石高田四丁目、鎧摺石及び高田の区域(工業地域を除く) 木藤次郎内の区域(第1種住居地域、第2種住居地域及び工業地域を除く) 米沢の区域のうち、字観音堂の区域(水原川及びその河川敷の区域を除く。)及び字原向(69番地、70番地1、71番地1、74番地1、74番地3、74番地4、75番地1、76番地、77番地、82番地、83番地、151番地及び152番地に限る。)の区域
C区域	工業地域

(4) 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（１号規制）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域	におい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい

＜備考 1＞ 各物質とも、A区域の基準は臭気強度 2.5 相当濃度、B区域は臭気強度 3.0 相当濃度、C区域は臭気強度 3.5 相当濃度。

＜備考 2＞ 臭気強度……0：無臭 1：やっと感知できるにおい（検知閾値濃度） 2：何のにおいであるかわかる弱いにおい（認知閾値濃度） 3：楽に感知できるにおい 4：強いにおい 5：強烈なにおい

(5) 煙突等の排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

（２号規制）

① 規制対象物質

規制対象となる物質は、前項(4)に記載した１号規制の対象物質のうち、太線枠で囲んだ１３の特定悪臭物質

② 規制基準

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法規制規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出して得た流量

【算出式】 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

q ：流量（単位…Nm³/h）← 規制基準値

He ：排出口の高さの補正值（単位…m）← 有効煙突高さ

Cm ：敷地境界線における規制基準（単位…ppm）

(6) 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（3号規制）

① 規制対象物質

メチルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4特定悪臭物質

② 規制基準

（単位：mg/ℓ）

排出量(Q) m³/s	Q≤0.001			0.001<Q≤0.1			0.1<Q		
悪臭防止法に基づく区域の区分	A	B	C	A	B	C	A	B	C
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

(7) 福島県悪臭防止対策指針基準値（平成10年9月1日施行）

（単位：※臭気指数）

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30m以上50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域 悪臭防止法のA区域を除く第1種・第2種低層住宅専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域	10	28	30	33
第2種区域 悪臭防止法のB区域を除く商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域 悪臭防止法のC区域を除く工業地域及び工業専用地域	18	36	38	41

※ 臭気指数とは—

臭気指数は、事業場で採取した空気や水が無臭空気（水）で希釈して、嗅覚検査に合格した6人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

【算出式】臭気指数＝10×log（希釈率）

(8) 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質一覧

特定悪臭物質名	区分			化学式	におい	主な発生源
	1	2	3			
アンモニア	○	○		NH ₃	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	○		○	CH ₃ SH	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	○	○	○	H ₂ S	腐ったたまねぎのようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	○		○	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	○		○	CH ₃ SSCH ₃	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	○	○		(CH ₃) ₃ N	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	○			CH ₃ CHO	刺激的な青くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	○			C ₆ H ₅ CH=CH ₂	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
プロピオン酸	○			CH ₃ CH ₂ COOH	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	○			CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗臭いにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	○			CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉酸	○			(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
トルエン	○	○		C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	○	○		C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
酢酸エチル	○	○		CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	○	○		CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
イソブタノール	○	○		(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
プロピオンアルデヒド	○	○		CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	○	○		CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	○	○		(CH ₃) ₂ CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	○	○		CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	○	○		(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等

(注) (1) の「区分」の欄 1 に○を付した特定悪臭物質は、敷地境界線における規制基準（1号規制）の対象物を示す。

2 に○を付した特定悪臭物質は、煙突等の気体排出口における規制基準（2号規制）の対象物を示す。

3 に○を付した特定悪臭物質は、排出水中における規制基準（3号規制）の対象物を示す。

(2) 太線枠内の特定悪臭物質は、平成5年6月の悪臭防止法施行令の一部改正により、特定悪臭物質として新たに追加された10物質を表す。

(9) 防脱臭技術の原理及び特徴等の概略

防脱臭技術 (脱臭方法)		原理	特徴	主な適用対象例	適用上の留意点
洗浄法	水洗法	・臭気成分を水に溶解・吸収させ、除去する	・装置が簡単で設備費も安い ・ガスの冷却効果もある	・コンポスト化施設 ・種々の施設での脱臭の前処理	・多量の水が必要 ・処理水からの発見にも注意 ・排水処理が必要なこともある
	薬液洗浄法	・臭気物質を薬液(酸、アルカリ、酸化剤)と接触させ、化学中和や酸化反応により、無臭化する	・設備や運転費が比較的安い ・ミストやダストも除去できる ・低・中濃度の水溶性臭気成分の処理に適している	・畜産施設 ・肥料飼料製造工場 ・食料品製造工場 ・下水処理場 ・し尿処理場 ・化製場	・薬液の調整や補充、pH 調整、計器点検等の維持管理が必要 ・酸化剤では過剰添加すると処理ガスに薬品集が残存する ・排水処理が必要
吸着法	固定式回収式	・複数の吸着塔でそれらの塔を切替えながら、吸着と脱着再生を行う	・高濃度の溶剤系臭気にも有効 ・多くの実績もあり、操作も比較的簡単である	・自動車塗装工場 ・塗装工場 ・塗料製造工場	・排水処理が必要 ・ケトン系溶剤では発火防止対策が必要 ・回収溶剤は、燃料等で再利用が可能
	流動床回収式	・流動性のある微小球体活性炭を用いて空気輸送により吸着塔と脱臭塔を循環させ脱臭する	・排水がほとんど発生しない ・回収溶剤の水分量も少ない ・メンテナンスも容易	・塗装工場 ・グラビア印刷工場 ・粘着テープ工場 ・半導体工場 ・樹脂工場	・特殊な形状の活性炭であるため、活性炭の値段が高い ・装置の高さが高い
	ハニカム式濃縮装置	・ハニカム式ローターを回転させて、吸着と脱着を連続して行い、低濃度臭気を濃縮	・大風量、低濃度臭気に適している ・他の脱臭法と組み合わせることにより、装置の小型化が可能	・印刷工場 ・塗装工場 ・半導体工場 ・接着剤工場 ・テープ製造工場	・前処理としてフィルターで除塵する必要がある
	固定床交換式	・吸着塔に粒状活性炭を充填し、吸着除去 ・破過すれば、交換・再生処理する ・添着炭使用で効率が向上	・低濃度臭気に適している ・比較的安価で、維持管理も容易 ・他の脱臭法の仕上げ処理として使用	・下水処理場 ・ごみ焼却工場 ・し尿処理場 ・実験動物舎 ・香料製造工場	・前処理が必要な臭気には、水洗塔や除塵装置を設置 ・高濃度臭気には適していない ・定期的に活性炭の交換が必要である
燃焼法	直接燃焼法	・約 650～800℃で臭気を燃焼させることにより、臭気成分を酸化分解する	・中・高濃度臭気に適している ・腐敗臭、溶剤臭など広範な臭気に適用可能	・化製工場 ・魚腸骨処理場 ・金属塗装工場 ・印刷工場	・ランニングコストが高い ・処理ガスには NOX 等が含まれ、弱い燃焼臭が残存 ・廃熱の有効利用
	触媒燃焼法	・通常 150～350℃で触媒上で臭気を燃焼し、酸化分解させる	・溶剤系の臭気に適している ・燃料の使用量が直接法と比べて少なく、経済的	・グラビア印刷工場 ・オフセット印刷工場 ・金属印刷工場 ・合成樹脂工場 ・粘着テープ工場	・触媒被毒となる物質除去のため、除塵、水洗、ダミー触媒等での前処理が必要 ・貴金属触媒が高価
	蓄熱脱臭法 燃焼法	・蓄熱体を用いて、熱効率を高め、約 800～1000℃で燃焼	・熱交換効率が低い ・排ガス量の多いものに適している	・自動車塗装工場 ・印刷工場 ・化学工場 ・ラミネート工場	・設備が大きく、重い ・立上げ昇温に時間を要する ・ダンパーの日常点検が必要
	蓄熱脱臭法 触媒法	・200～400℃に昇温し、触媒上で酸化分解させる	・排ガス量の少ないものにも適用可 ・蓄熱体にはハニカムや球状体	・塗装工場 ・印刷工場 ・塗料製造工場 ・化学工場	・触媒管理は触媒燃焼法と留意点は同じ ・設置スペースも小さくて済む
生物脱臭法	土壌脱臭法	・臭気を土壌中に通気し、吸着・吸収された臭気成分が土壌微生物により分解される	・運転費が安く、維持管理も比較的容易 ・低・中濃度の臭気に適している	・下水処理場及び中継ポンプ場 ・農業集落排水処理施設 ・畜産施設 ・コンポスト化施設	・広い敷地面積が必要 ・乾期には散水が必要 ・土壌の通気抵抗が増すため、表面を耕うんする必要がある
	充填塔式生物脱臭法	・微生物充填担体を充填塔に詰め、そこに臭気を通して、臭気を微生物で分解させる	・中～高濃度の腐敗臭の処理に適している ・運転費も安く、維持管理も比較的容易である	・下水処理場 ・し尿処理場 ・食品加工工場 ・飼料肥料製造工場	・充填担体の保水性に併せて散水 ・生物分解性の悪い臭気成分には不適
	活性汚泥ばっき法	・活性汚泥槽に臭気を吹き込み、臭気成分を溶解させ、生物分解させる	・活性汚泥排水処理施設のある工場では、悪臭処理用に併用でき、設備費が安い	・下水処理場 ・し尿処理場 ・食品加工工場	・挿入ガス量が限定される ・処理後、ガスには弱い汚泥臭が残る ・排水処理への影響は少ない
	活性汚泥スクラバー法	・スクラバー方式で洗浄液に活性汚泥液を用いて、臭気を生物分解させる	・余剰活性汚泥を入手できる施設では本方式はメリットが大きい ・装置のコンパクト化が可能	・鋳物工場 ・有機肥料製造工場 ・資材製造工場	・リンや窒素などの栄養塩添加が必要な時もある ・循環槽には空気を供給し、汚泥の引き抜き・補給をする必要がある

防脱臭技術 (脱臭方法)	原理	特徴	主な適用対象例	適用上の留意点
オゾン脱臭法	・必要量のオゾンを臭気に混合し、脱臭触媒塔に導き、触媒上で臭気とオゾンとの反応を速やかに行わせ、臭気を酸化分解させる ・臭気とオゾン水とを気液接触させる方法もある	・比較的薄い臭気に対して高い脱臭効果が安定して得られる ・比較的コンパクトで、水・薬品・燃料を使用せずメンテナンスが容易	・下水処理場 ・下水中継ポンプ場 ・農業集落排水処理施設 ・漁業集落排水処理施設 ・し尿処理場	・前処理としてミストセパレータを使う ・高濃度硫化水素除去には前段に脱流塔を設ける ・触媒の寿命到達時には、オゾンが徐々に漏れ出し、触媒取り替え時期を知ることができる
光触媒脱臭法	・酸化チタン光触媒に紫外線を照射すると触媒表面にOHラジカル等が生成され、悪臭分子とそれらが接触すると酸化作用により、分解される	・光のエネルギーを利用して臭気を分解させるため、薬品や燃料が不要で環境負荷が小さい ・希薄な臭気の処理に適する ・技術的に解決すべき点も多く、開発途中の技術といえる	・空気清浄機 ・防臭効果機能付きの各種製品 ・タイル、シート ・壁材、和紙、塗料	・表面の汚れが活性を低下させるため、前処理用フィルターが必要である ・脱臭効果は光が届く範囲に限定される ・触媒上の数ミクロン部位での反応であるため、触媒上での滞留時間が1秒程度と短い場合には、効果が期待できない
プラズマ脱臭法	・臭気物質を含んだ被処理空気中で高周波放電を行い、活性分子、ラジカル、オゾンが発生させ、その酸化能力により、臭気を分解させる	・運転操作が簡単である ・薬品等を使用せず、廃棄物も出ないので環境負荷が小さい ・放電の消費電力も小さく、ランニングコストも安い ・適用できる濃度範囲が広い	・食品製造工場 ・飼料製造工場 ・排水処理施設 ・ゴミピット ・コンポスト化施設 ・ゴム製造工場 ・アスファルト製造工場 ・アミノ酸製造工場	・引火性のガスには適していない ・相対湿度を下げるために、ミストセパレータや調湿ヒータが前処理として必要である ・エアフィルタで除塵する必要がある ・触媒には寿命があり、定期的に交換する必要がある
消・脱臭剤法	・消・脱臭剤を周期に噴霧したり、堆積物などに噴霧したりして感覚的に臭気を和らげる	・装置も簡単で、経費が安い ・一般に薄い臭気に有効である	・ゴミ処理施設 ・厨房排気 ・ゴミ集積所 ・公衆トイレ	・芳香剤を用いる場合には、強くなりすぎないように注意 ・散布処理での効果は、一時的であることが多い
希釈・拡散法	・臭気を希釈することにより、人間の臭覚で深いと感じられないレベルまで低下させる	・希釈により不快性が低下する臭気に有効 ・小発生源で低濃度臭気に適する ・メンテナンスが容易で設備費が安い	・レストラン ・トイレ ・ゴミ置場 ・ビルピット排気	・煙突による拡散効果を期待する時には、周辺の住居などの立地条件を配慮して、排出位置を決定する必要がある

【二本松市環境基本条例】

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本指針等（第 9 条―第 11 条）

第 3 章 環境の保全のための基本的施策等（第 12 条―第 19 条）

附則

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然豊かな恵みの中で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、環境を持続的に保全する取り組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊で安らぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地域環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、豊かな自然環境の保護、文化を育んだ歴史、風土等の保存、潤いのある持続的な生活環境の保全（以下「環境の保全」という。）について基本となる理念を定め、市、市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）及び滞在者（市に観光、労働、就学その他の目的で滞在する者をいう。以下同じ。）が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな自然環境を保全し、現在及び将来にわたる市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- （3） 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ）に係る被害が生じることをいう。
- （4） 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの認識の下、環境への負荷の低減に努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。

3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行われなければならない。

4 地球環境保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、地域の特性に応じた環境の保全に関する計画を策定し、これを実現しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施にあたっては、持続可能な循環型社会の形成に即したものとし、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、環境の保全のため広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市は、市民等及び滞在者と協働し、環境保全活動（環境の保全に関する事業又は活動をいう。以下同じ。）に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に従い、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。

2 市民は、日常生活において持続可能な循環型社会の形成に即した活動を行い、環境への負荷の低減、環境の保全に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（市民団体の責務）

第6条 市民団体は、基本理念に従い、環境の保全に関する活動が推進されるよう、市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動の充実等に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動に当たり、常に適切な措置を講じて環境を阻害することのないようにするとともに、環境保全活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出者としてその適正な処理を行なうとともに、その発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（滞在者の責務）

第8条 滞在者は、基本理念に従い、持続可能な循環型社会の形成に協力し、環境の保全等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市及び市民等と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本指針等

（基本指針）

第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

（1） 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（2） 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

（3） 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための二本松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、二本松市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(実施状況報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、各種計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、地域固有の自然環境保全のため、地域それぞれの自然環境の把握に努め、その豊かな自然環境が保全され、将来に引き継がれるよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等の意見の反映及び自発的な活動の促進)

第14条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、循環型社会を推進するための取組みその他の活動を促進するため必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 市は、すべての市民が、身近な自然とふれあい、感性を豊かにすることの大切さを認識するとともに、生涯を通じて環境とのかかわりを学ぶ環境学習の推進その他必要な措置を講じるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全に役立つ情報の収集に努め、市民等及び滞在者がそれぞれの役割に応じて行動することができるよう当該情報の提供に努めるものとする。

(調査等の実施)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の実施に当たり、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めなければならない。

(規制の措置)

第18条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全対策の推進)

第19条 市は、国、県、他の地方公共団体、市民等を協働し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例】

平成 24 年 12 月 25 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境の美化を推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに定められた場所以外の場所に捨てること又は放置することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他の市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行うすべてのものをいう。
- (5) 土地所有者等 市内において、土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。第 9 条第 2 項において同じ。）は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、飼い犬が公共の場所等（公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。第 9 条において同じ。）でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰るとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動によって生じる空き缶等を散乱させないよう当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行うものは、消費者に対しポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 6 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱を防止するため、清掃活動等により、地域の良い生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、土地所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(重点区域の指定)

第 7 条 市長は、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(施策の重点実施)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の重点区域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策を重点的に実施するものとする。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第 9 条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

2 飼い犬の所有者は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止)

第10条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)による飲食料品の販売者及び持ち帰り飲食料品の販売者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下この項において「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させたものは、当該配布場所及び周辺において宣伝物等が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 市長は、第9条又は第10条の規定に違反し、美観又は生活環境を著しく害していると認められるものに対し、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由なく当該勧告に従わず、美観又は生活環境を著しく害していると認められるときは、期限を定めて、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由なく命令に従わないときは、その氏名、住所(法人その他の団体にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、本条例による命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされるべきものにその理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(立入調査等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定に違反して回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない土地若しくは建物にその指定する職員を立ち入らせて調査させ、又は同項に規定する販売者若しくは関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

(職員による指導等)

第16条 市長は、その指定する職員に第11条の規定による指導若しくは助言、第12条の規定による勧告若しくは第13条の規定による命令を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第15条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により指導若しくは助言、勧告、命令又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 第15条の規定による立入調査の権限又は前条の規定による質問の権限は、犯罪調査のために認められたものとして解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【二本松市公害防止指導要綱】

平成 17 年 12 月 1 日

告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について、事業者、市及び住民の責務を明らかにし、公害を防止するために必要な対策を講ずることにより住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公害」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 2 条第 3 項に定めるものをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守し、その責任において必要な措置を講じるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、常にその管理に係る施設について監視を厳重にし、かつ、公害の発生防止について不断の研究と努力を怠ってはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、公害防止に関して必要な施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第 5 条 住民は、市が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(市の施策)

第 6 条 市は、おおむね次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 公害の状況を把握するための必要な監視及び測定に関すること。

(2) 事業者が行う公害防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあっせんに関すること。

(3) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第 7 条 市長は、公害に係る苦情、陳情等があったときは、速やかにその実情を調査するとともに、県及び関係機関と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(公害防止確約書の提出)

第 8 条 事業者は、公害防止に関する確約書を市長に提出しなければならない。

(処理計画書)

第 9 条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害を防止するための処理に関する計画書の作成とその提出を求めることができる。

(完了届)

第 10 条 前条の規定による処理に関する計画書の提出を求められた事業者は、当該要求に基づく措置を完了したときは、処理計画の措置の完了に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(緊急時の措置)

第 11 条 市長は、異常気象等の緊急時に、通常の事業活動によるものであっても公害発生のおそれがあると認められる場合は、関係事業者に対し、事業活動による排出量の減少等について協力を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに事業活動による排出量の減少等について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第 12 条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合 発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 事故の状況並びにその事故に対する応急の措

置の内容及び復旧工事計画

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をして公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(測定結果の報告)

第14条 市長は、必要があると認める事業者に対し、定期的に測定した結果の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市公害防止指導要綱（昭和60年二本松市告示第60号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

令和6年版 二本松市の環境

発行 二本松市

編集 二本松市 市民部 生活環境課

〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL 0243-55-5103 FAX 0243-22-4479

E-mail kankyoeisei@city.nihonmatsu.lg.jp

URL <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp>